



文部科学省

令和7年3月5日
第1回調査研究協力者会議
資料2



「令和の日本型学校教育」を推進する 学校の適正規模・適正配置の在り方に関する 調査研究協力者会議

参考資料

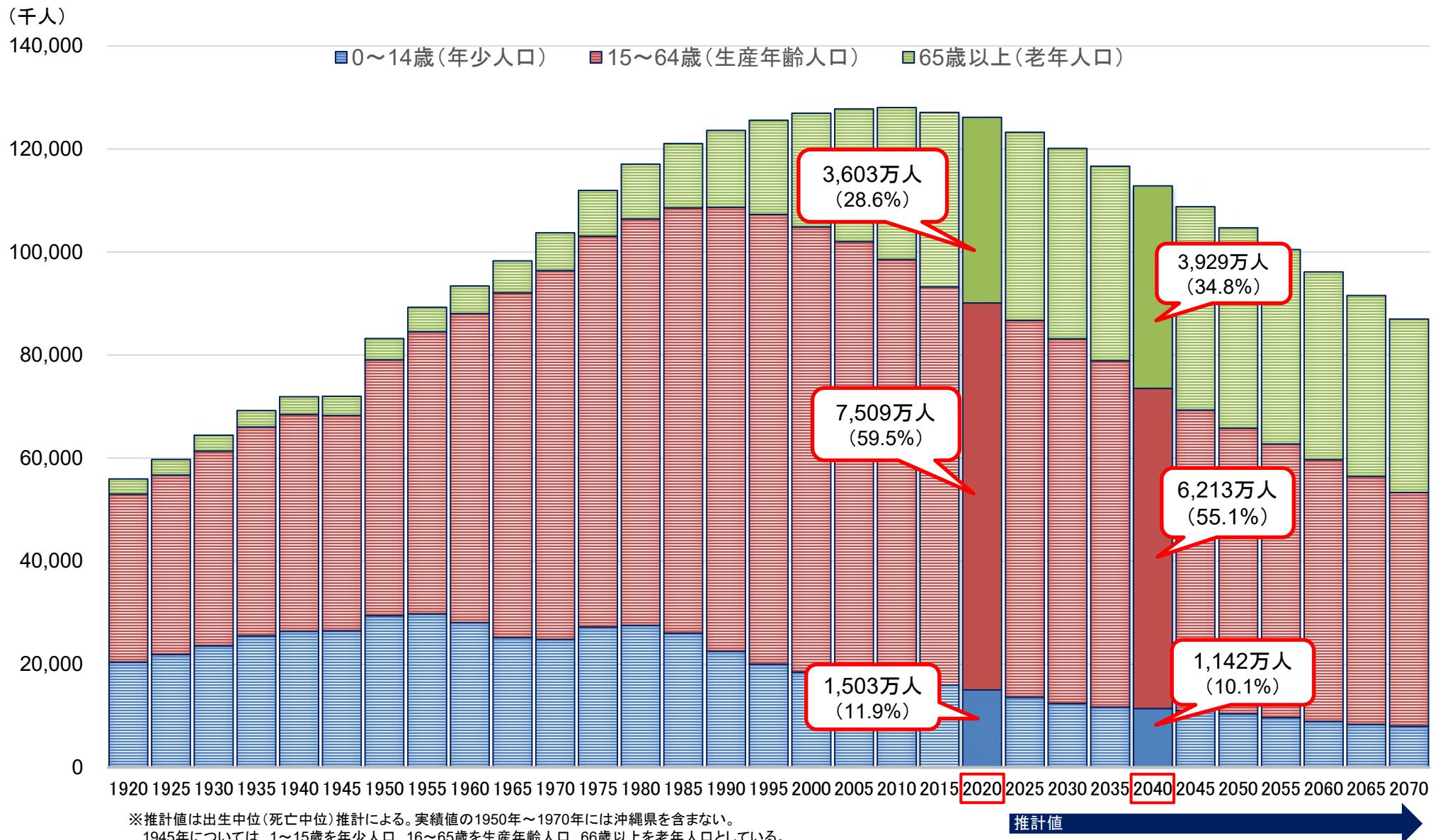
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室



1. 公立小・中学校等の状況

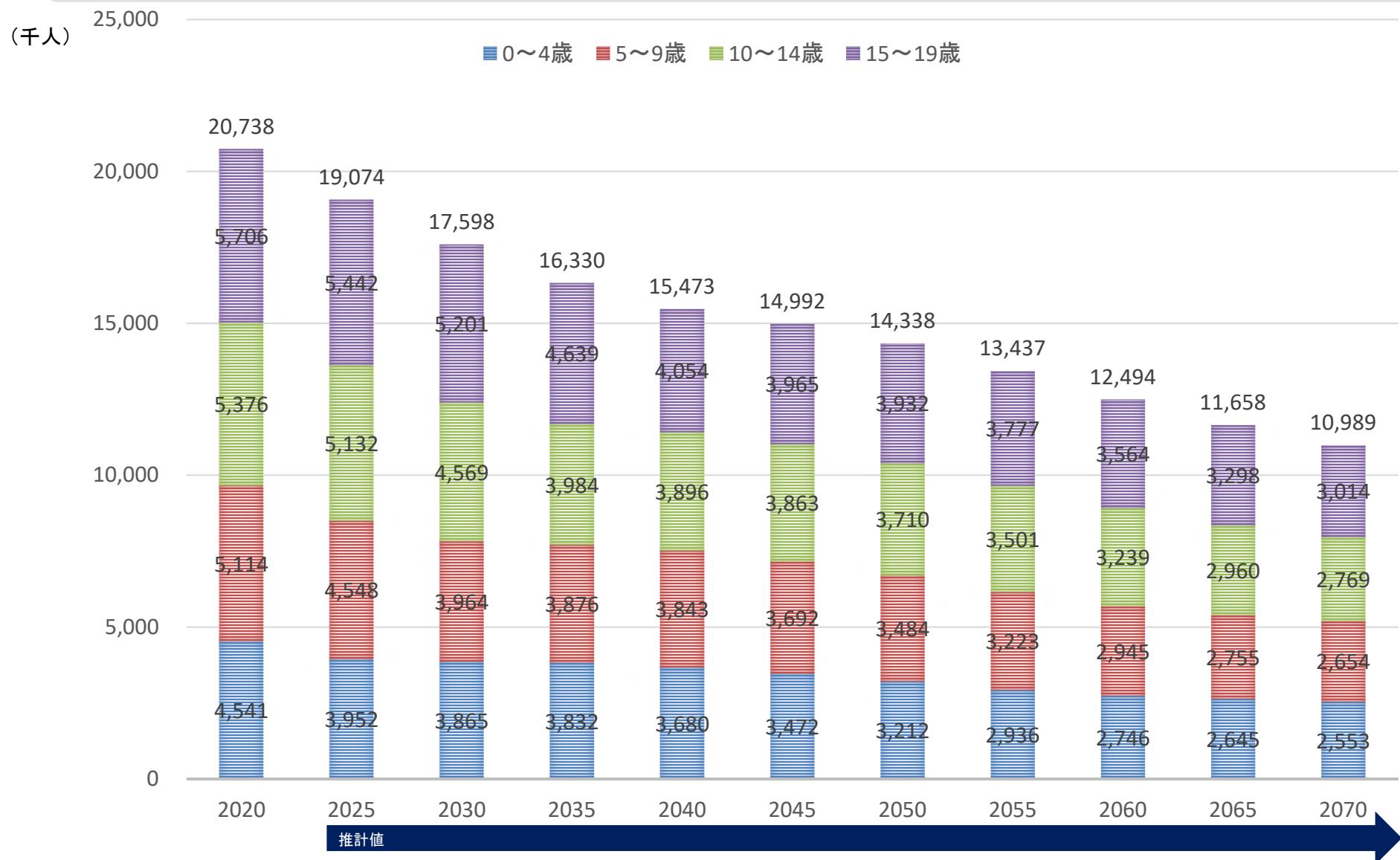
人口の推移と将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



子供の人口の将来推計

◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



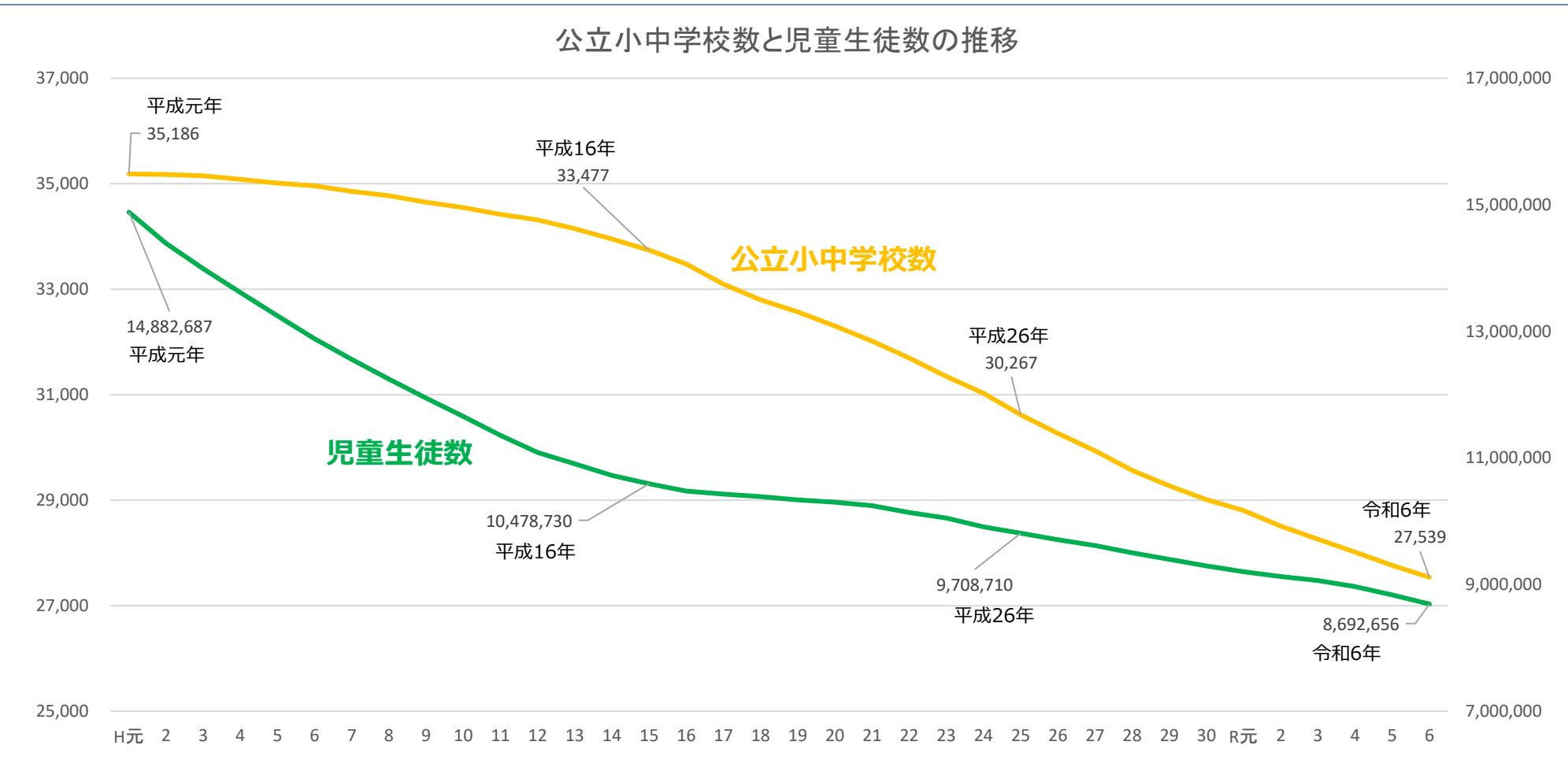
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む).令和2年(2020)年は、総務省統計局『令和2年国勢調査 参考表:不詳補完結果』による。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成 4

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R6）

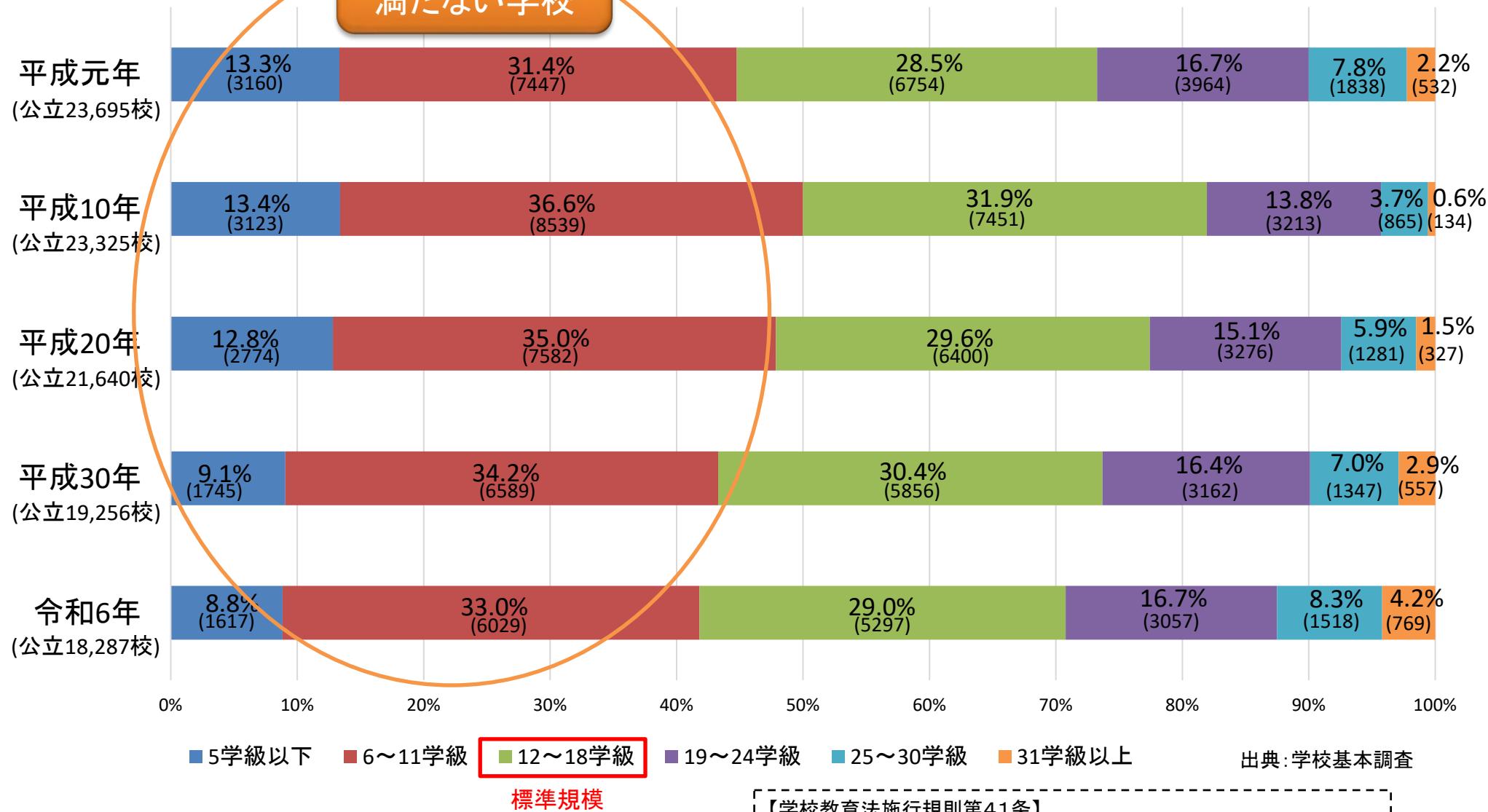
- 令和6年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して21.7%(7,647校)減少、10年前(平成26年)と比較して9.0%(2,728校)減少。
- 令和6年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して41.6%(6,190,031人)減少、10年前(平成26年)と比較して10.5%(1,016,054人)減少。



公立小学校の約4割が標準規模を下回る

標準規模に満たない学校

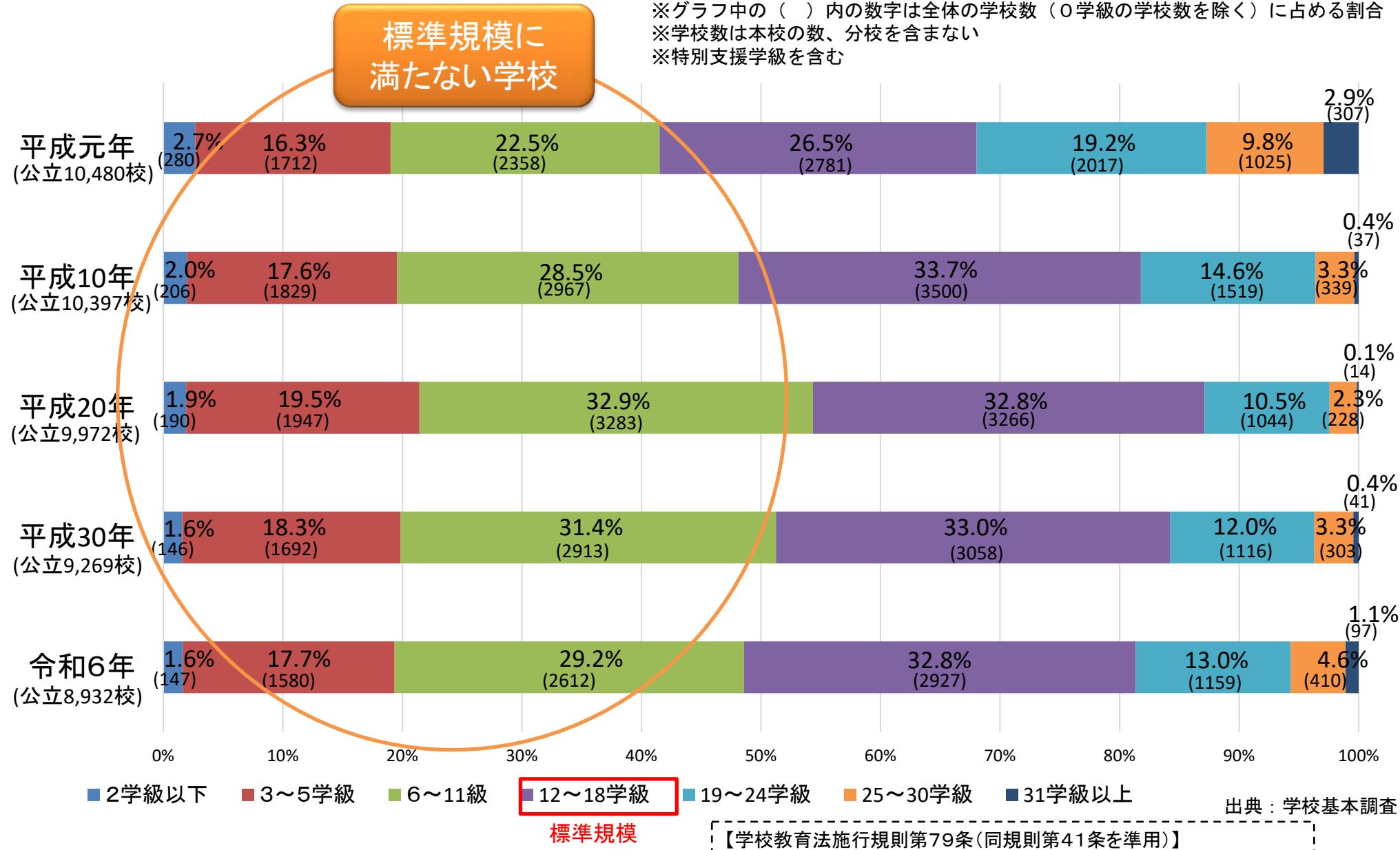
※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第41条】

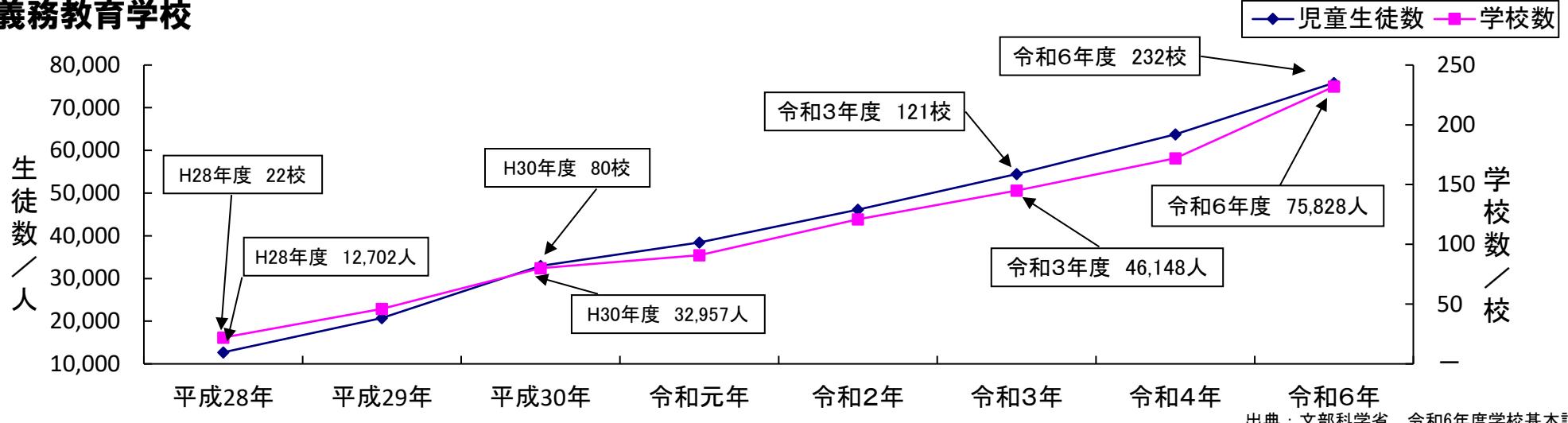
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約5割が標準規模を下回る



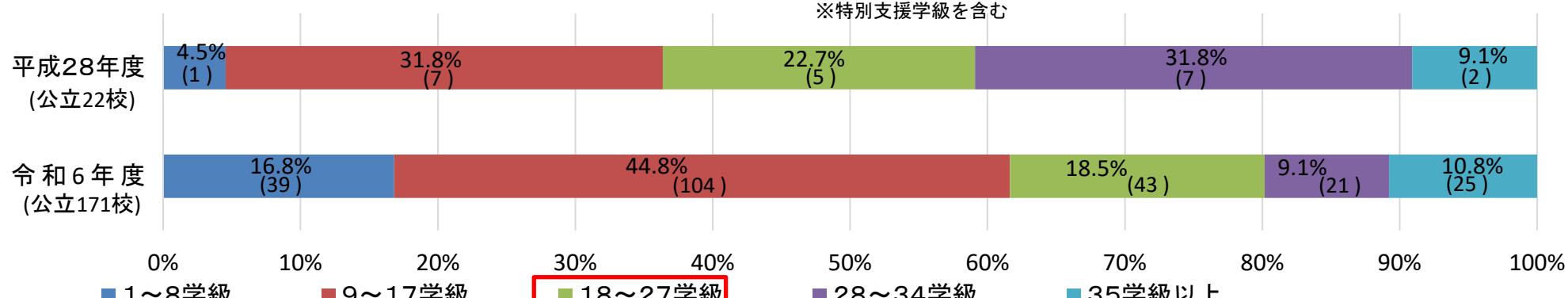
公立義務教育学校の数と児童生徒数の推移

義務教育学校



公立義務教育の学級規模別学校数(割合)の推移

義務教育学校



標準規模

【学校教育法施行規則第79条の3】

義務教育学校の校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

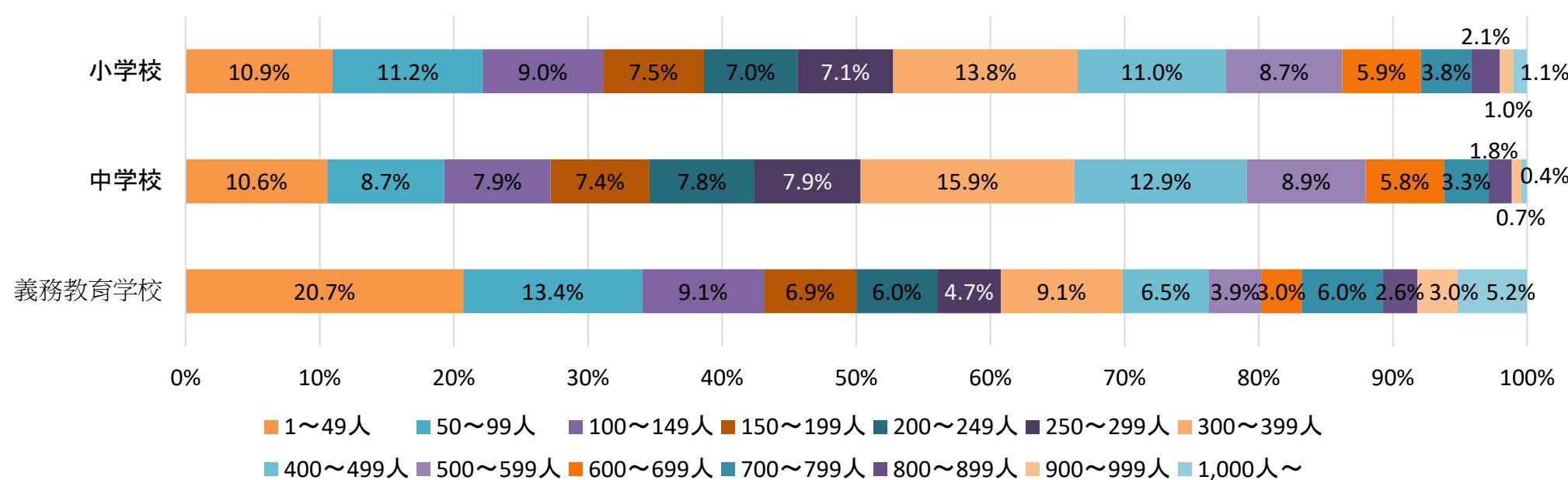
公立小・中・義務教育学校の設置者・設置形態別学校数

	市(区)町村立本校	市(区)町村立分校	組合立本校
小学校	18,362	130	11
中学校	8,830	80	25
義務教育学校	231	1	—

※都道府県立学校を除く。

※組合立分校はない。

公立小・中・義務教育学校の児童生徒数別学校数の割合



※分校を含まない。

複式学級のある公立小・中・義務教育学校数

	全学校数	複式学級のある学校	複式学級のみの学校
小学校	18,376	1,959	267
中学校	8,952	106	28
義務教育学校	231	53	1

※分校を含まない。

※「複式学級のある学校」には「複式学級のみの学校」を含んでいない。

公立小・中・義務教育学校数の学級編成方式別児童生徒数

	単式学級	複式学級2個学年	複式学級3個学年以上
小学校	5,511,901	36,511	10
中学校	2,753,661	670	4
義務教育学校	70,621	788	0

※「単式学級」とは、同一学年の児童生徒のみで編制している学級をいう。

※「複式学級」とは、2以上の学年の児童生徒を1学級に編制している学級をいう。

※特別支援学級を含まない。

公立小・中学校に係る教育費

(単位:十億円)

支出項目別

(単位:十億円)

財源別

7,000

7,000

6,069

387

698

398

383

218

22

3,406

220

400

226

199

132

12

3,963

小学校

2,217

中学校

6,069

273

2,484

2,298

1,007

7

3,406

163

1,337

1,331

570

中学校

人件費

教育活動費 管理費

補助活動費

所定支払金 資本的支出

債務償還費

国庫補助金

都道府県支出金

市町村支出金

地方債

公費組入れ寄附金

公立小・中学校に係る地方財政

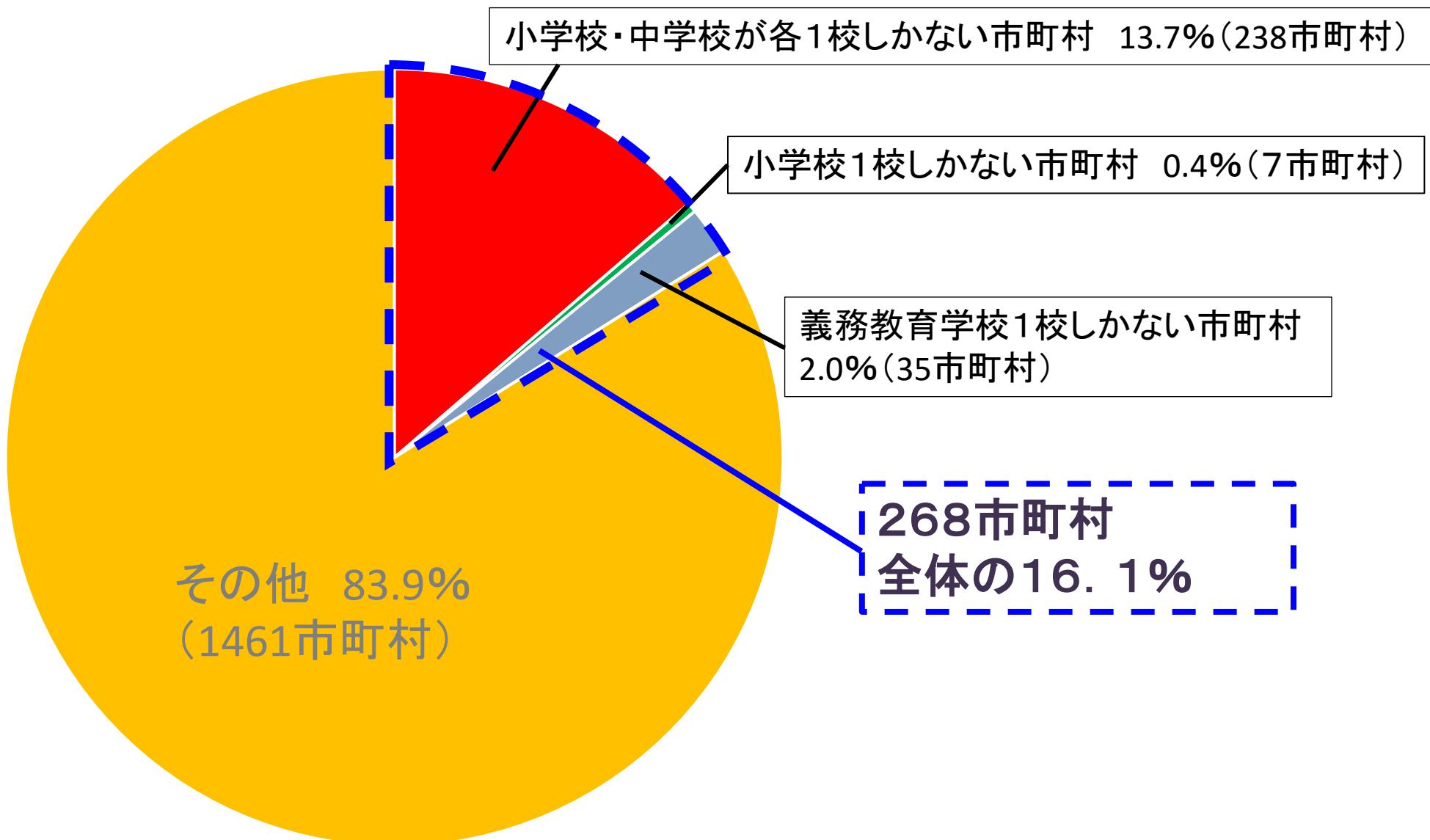
地方交付税に係る単位費用算定の概要

- 測定単位:「児童数・生徒数」、「学級数」、「学校数」
- 主な算定内容
 - ・「児童数・生徒数」を測定単位とするもの:学校給食及び就学援助に要する経費
 - ・「学級数」を測定単位とするもの:建物等の維持修繕並びに教育教材及び学校図書館図書整備に要する経費
 - ・「学校数」を測定単位とするもの:学校医、特別支援教育支援員、学校司書等に対する報酬及び学校情報化に要する経費
- 標準施設の規模の想定
 - ・小学校:「児童数」645人、「学級数」18学級
 - ・中学校:「生徒数」600人、「学級数」15学級

単位費用算定の基礎

	測定単位	標準団体の 経費総額 (千円)	特定財源 (千円)	差引一般財源 (千円)	単位費用 (円)
小学校費	児童数	38,819	5,739	33,080	51,300
	学級数	14,726	-	14,726	818,000
	学校数	12,744	36	12,708	12,708,000
中学校費	生徒数	33,852	5,399	28,453	47,400
	学級数	15,378	-	15,378	1,025,000
	学校数	11,356	327	11,029	11,029,000

これ以上統廃合が困難な市町村等（1小学校/1中学校/1義務教育学校）の割合



調査対象／調査時点:全市区町村／令和5年9月20日、全都道府県／令和5年11月1日

※各自治体からの回答のうち主たるもの

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における学校規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 81%
- ・一部の市区町村において検討課題 13%
- ・現時点では学校規模の適正化は大きな課題だと考えていないが、近い将来、一部の市区町村において検討課題となることを想定している。 2%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 13% / 要請に応じて支援している 83%

- (内容)
・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
・事務量・調整業務の増に対する人事面での措置 45% 等

市区町村調査

■ 域内の学校の適正規模に関する現状認識

- ・おおむね適正規模である。 25%
- ・一部地域に過小規模の学校があるが、統合の対象となり得る学校がない。 11%
- ・一部地域に過小規模の学校がある(上記に当てはまる場合以外) 31%
- ・全体として適正規模になっていない。 16%

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 91%
- ・地域コミュニティの維持 61%
- ・地理的要因、交通事情 66% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

- 行っている 94%
(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 84% 等

■ 市区町村の過大規模校への対応に対する積極的な支援

- 行っている 60%
(内容)・教頭の複数配置など、過大規模校の教職員配置の充実 96% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 87%
- ・スクールバス導入費用への補助 85%
- ・学校規模適正化について検討する際に参考となる資料の提供 74% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 89%
- ・施設整備への補助 80%
- ・スクールバス導入費用への補助 65% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 77%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 65%
- ・スクールバス・ポートへの補助 65%
- ・通学対策事業への補助 61% 等



■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための ■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 78% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

取り組んでいる 84% / 検討中である 14%

(内容)

- ・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 87%
- ・きめ細かな指導の徹底 80%
- ・児童生徒用PCやデジタル教材といったICTの有効活用 72% 等

取り組んでいる 80% / 検討中である 17%

[内容] ・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施等 80% 等

■ 過大規模校への対応

- ・学校施設の増築 54% 等

■ 二地域居住・ワーケーションへの対応

取組を行っている 5% / 検討中である 3%

市区町村 統合事例

■ 統合事例件数 令和4、5年度の2年間

293件 (718校 → 301校)

【統合して開校した年度】

- ・令和4年度 160件
- ・令和5年度 132件
- ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 1件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 167件
- ・中学校同士の統合 66件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 49件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 5件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 110件 → 統合後 216件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 34%
- 20分以上30分未満 26%
- ・中学校 30分以上40分未満 33%
- 40分以上50分未満 30%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 91%
- ・上記以外の別敷地 9%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 19% ・改修 26%
- ・改修+増築 8% ・特になし 47%

■ 統合を検討するための体制

【自治体内の検討組織の設置】

設置した 47%

(検討体制の構成員)

首長部局も構成員に含む 29%

(構成員に首長部局を含む場合の構成員の所属例)

- ・総合計画やまちづくり関係課 58%
- ・施設、営繕関係課 55% 等

【総合教育会議の活用】

活用した 37%

【外部委員を加えた検討組織の設置】

設置した 77%

■ 統合の検討開始から開校までの期間

【検討開始から、開校までの期間】

～36か月 45% / 37か月～72か月 27%

(うち、検討開始から報告書のとりまとめなどの方向性が決まるまでの期間)

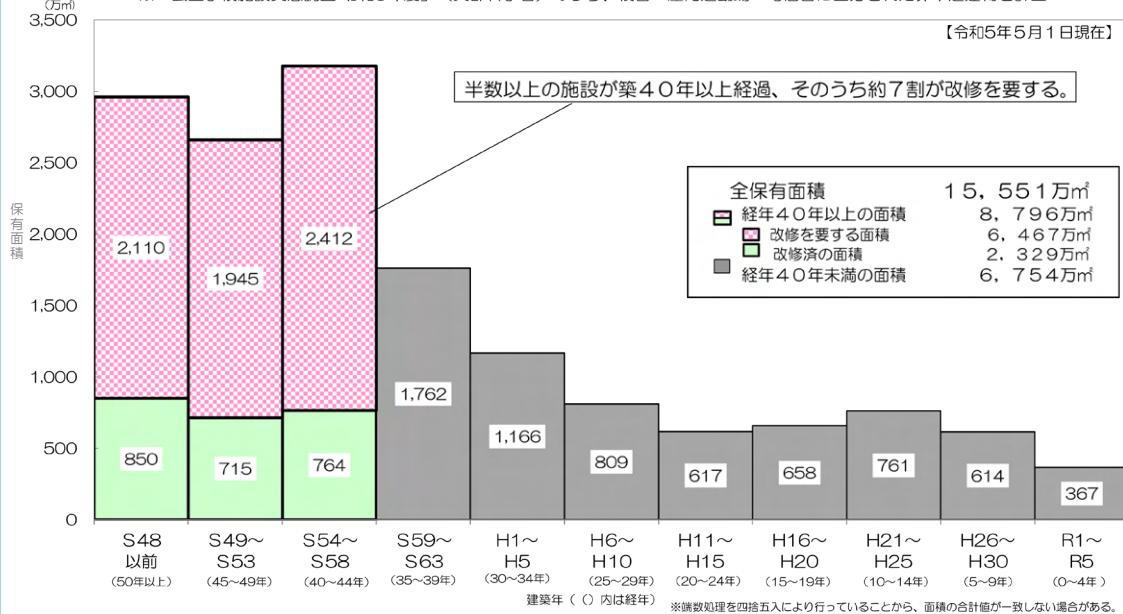
1～12か月 27% / 13～24か月 24%

公立学校施設を取り巻く状況

公立小中学校の経年別保有面積<全国>

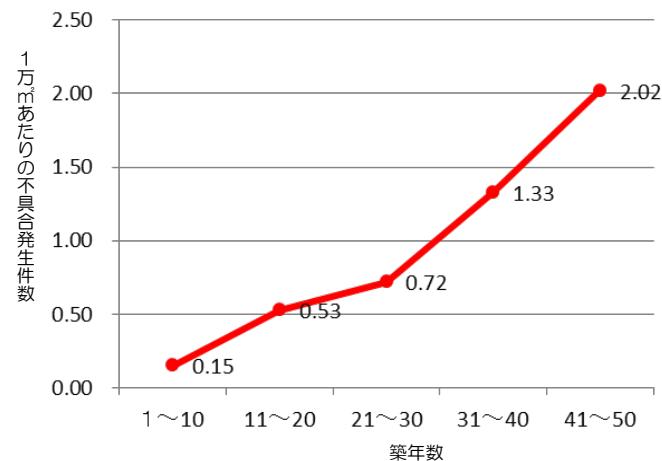
※「公立学校施設実態調査 令和5年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上

【令和5年5月1日現在】



<築年数と安全面の不具合発生率>

抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下

小中一貫教育が求められる背景・理由

＜検討の経緯＞

- 平成26年 7月 教育再生実行会議 第五次提言 『今後の学制等の在り方について』
- 12月 中央教育審議会答申
『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』
- 平成28年 4月 学校教育法等の一部を改正する法律の施行

背景

- ① 義務教育の目的・目標規定 の新設
- ② 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の 教育内容の量的・質的充実 への対応
- ③ 小学校高学年段階における児童の 身体的発達の早期化 等に関わる現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ⑤ 少子化等に伴う 学校の社会性育成機能の強化 の必要性

小中一貫教育制度、学校数の推移

小中連携教育

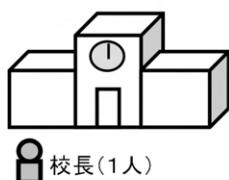
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
- 修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)

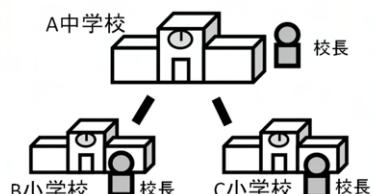


校長(1人)

小中一貫型小学校・中学校

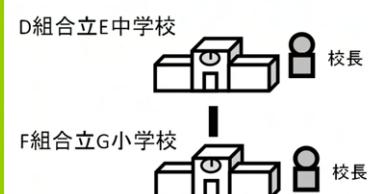
- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の共同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)

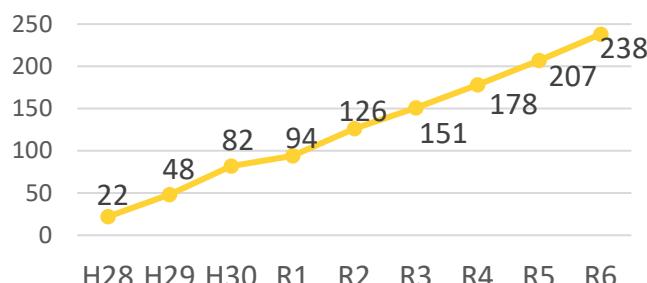


※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

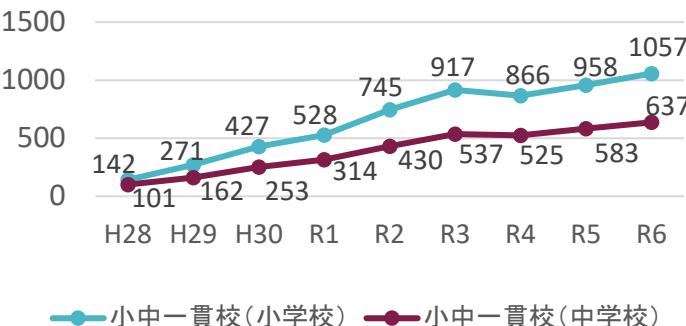
学校数(校)

義務教育学校数



学校数(校)

小中一貫校(小学校・中学校)数



学校基本調査(文部科学省)をもとに
教育制度改革室にて作成

※いずれも国立、私立を含む
※令和3年度の小中一貫校(小学校・中学校)数について、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

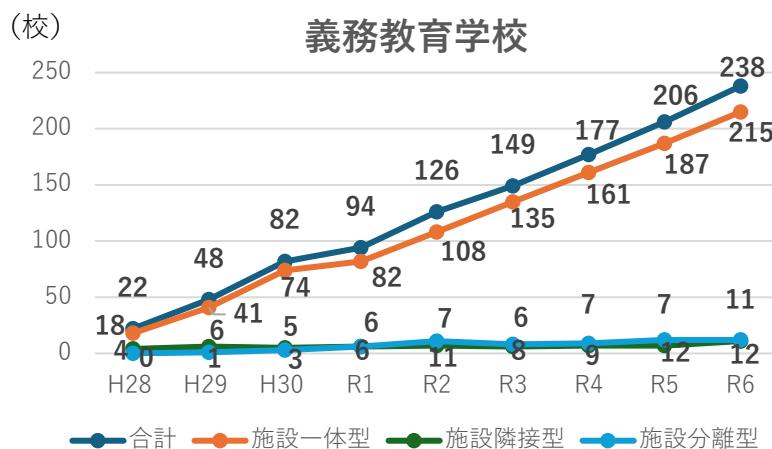
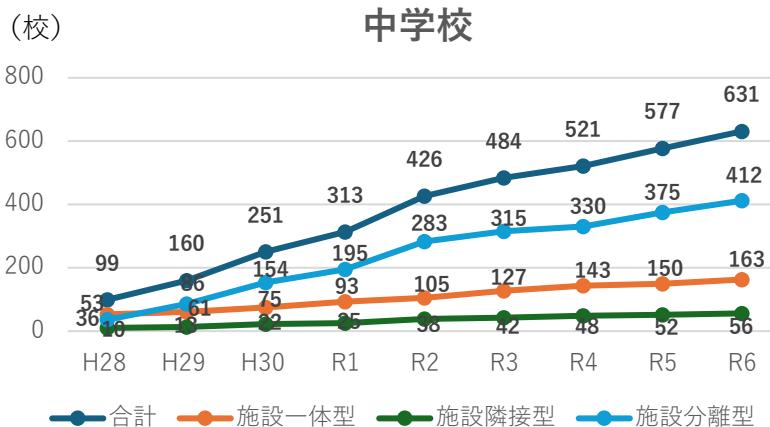
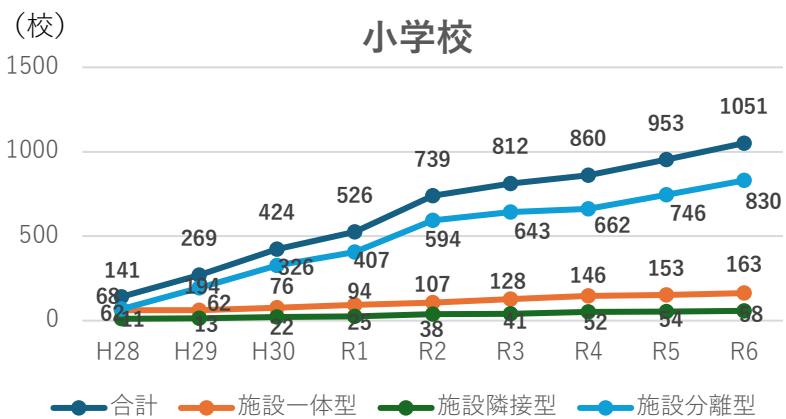
小中一貫教育を行う学校の施設形態

「施設一体型」: 小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部(※)が一体的に設置されているもの(複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)

※「全部」=学校設置基準上の「校舎に備えるべき施設」が全て整備されていること

「施設隣接型」: 小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地又は隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの。

「施設分離型」: 小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの(共に小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。)



※学校基本調査（文部科学省）をもとに教育制度改革室にて作成

※いずれも国立、私立を含む

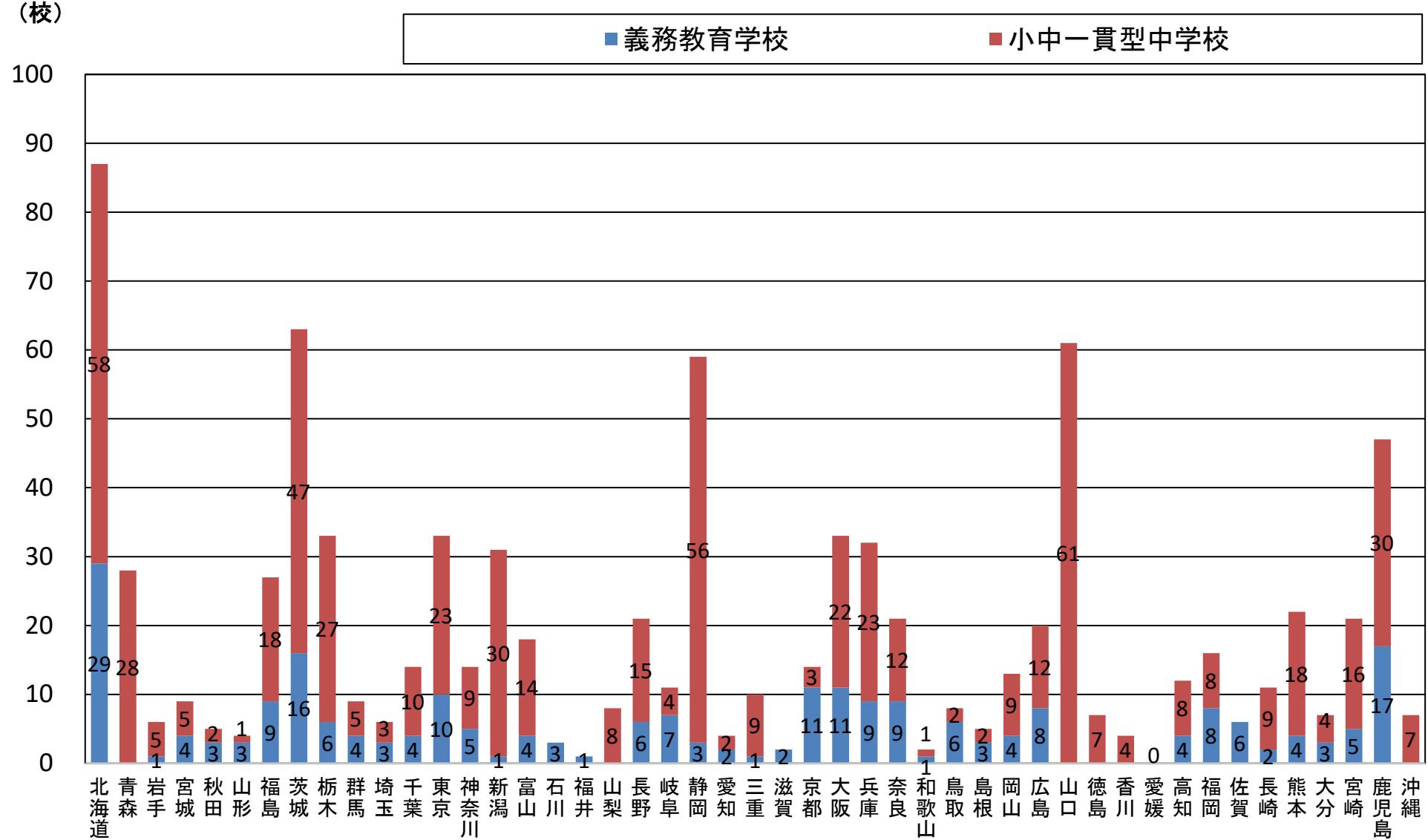
※学校教育法施行規則の規定に基づく小中一貫教育を行う学校が対象。

※令和3年度の小中一貫校（小学校・中学校）数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

※「その他」の区分については、少数のためグラフに反映していない。

小中一貫教育を実施している学校数（設置形態別・都道府県別）

(校)



出典：令和6年度学校基本調査

教師不足の状況と構造的要因

教師不足の状況

令和3年度始業日時点2, 558人（5月1日時点2, 065人） ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

令和4年度当初の状況：3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和5年度当初の状況：4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和6年度当初の状況：5年度に比べ「改善」11、「同程度」35、「悪化」22 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の育休取得者 H25：16,127人 ⇒ R5：24,145人

※ 特別支援学級の数 H25：49,677学級 ⇒ R5：78,900学級（※小・中・義務教育学校）

※ 公立小中の臨時講師の数 H25：59,744人 ⇒ R5：68,726人（産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。）

⇒ 臨時の任用教員（臨時講師）の需要が増加

- 臨時講師は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時講師のなり手が不足。
- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。
※ 新規学卒の受験者（小中高） H25：48,110人 ⇒ R5：40,322人

⇒ 臨時講師の供給不足

（出典：学校基本調査（産育休取得者、特支学級数）、文部科学省調べ（臨時講師数）、教員採用選考試験実施状況調査（新規学卒者数））

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)

- ✓ 臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる「教師不足」について、各都道府県・政令市教育委員会等（計68）を対象に令和3年度5月1日時点等での状況を調査。
- ✓ 令和3年度の小・中学校の「教師不足」人数（不足率）は5月1日時点では1,701人（0.28%）。なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」に基づき算定される小・中学校の定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。

(表1) 令和3年度5月1日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小・中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%

(注1) 「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時の任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数（養護教諭・栄養教諭等を除く）。

(注2) 「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

(注3) 一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

(表2) 令和3年度5月1日時点での小学校における学級担任の代替状況

小学校の学級担任の総数	本来の学級担任を代替している人数	左記の内訳					左記が生じている学校数	
		①指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	②児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	③主幹教諭・指導教諭・教務主任	④校長・副校長・教頭	⑤その他		
小学校の学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367

(注) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

(表3) 令和3年度5月1日時点での中学校における「教科担任不足」の状況

(参考) 中学校全体は9,324校。

担当教科	数学	理科	音楽	美術	技術	家庭	外国語(英語)	合計
学校数	1	1	2	2	1	8	1	16



2. 適正規模・適正配置に関する 基本的な考え方

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。
※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる
 - ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
 - ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。
(学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**)

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。
※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。
- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させが必要な場合もある。

→ **統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。**

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

【学校小規模化の影響の例】

- (学校運営上の課題)
・クラス替えできず人間関係が固定化
・集団行事の実施に制約
・部活動の種類が限定
・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

- (児童生徒への影響)
・社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
・多様な物の見方や考え方に対することが難しい 等

- その上で、学校規模の標準(12~18学級)を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【提示例】 小学校 (1~5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

- 地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備・伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や
芸術家村としての活用) 等

○再開後的小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

都道府県の指導・助言・援助の在り方

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される
 - ⇒ 市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される
 - 市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

- ・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

- ・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
- ・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

- ・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

- ・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
- ・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

- ・学校ビジョンの策定期階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
- ・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
- ・スクールカウンセラー等の派遣
- ・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

- ・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
- ・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのチームティーチング
- ・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大膽な見直し 等

○教職員研修の充実

- ・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
- ・複式指導を専門に担当する指導主事の配置

例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用

優れた退職人材の有効活用

- ・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

○モデル事業の実施

- ・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
- ・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
- ・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

1.急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な
「予測困難な時代」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**



子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識とともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう^にすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施** が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用** が必要不可欠

2.日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【成果】

国際的にトップクラスの学力

子供たちの多様化

情報化への対応の遅れ

学力の地域差の縮小

生徒の学習意欲の低下

少子化・人口減少の影響

規範意識・道徳心の高さ

教師の長時間労働

感染症への対応

【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

「正解主義」や「同調圧力」への偏りからの脱却



一人一人の子供を主語にする
学校教育の実現

↖「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる／
新しい時代の学校教育の実現

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

／全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



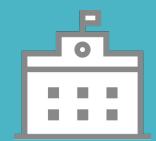
子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
 - ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている
- # 個別最適な学び # 協働的な学び
主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
 - ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
 - ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている
- # 教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
 - ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
 - ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている
- # ICT環境の整備 # 学校施設の整備
少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学び
協働的な学び



主体的・対話的で
深い学び

授業外の学習改善

授業改善

＼子供の資質・能力の育成／

各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての児童が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを目指して行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／



指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う
 - 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める



学習の個性化

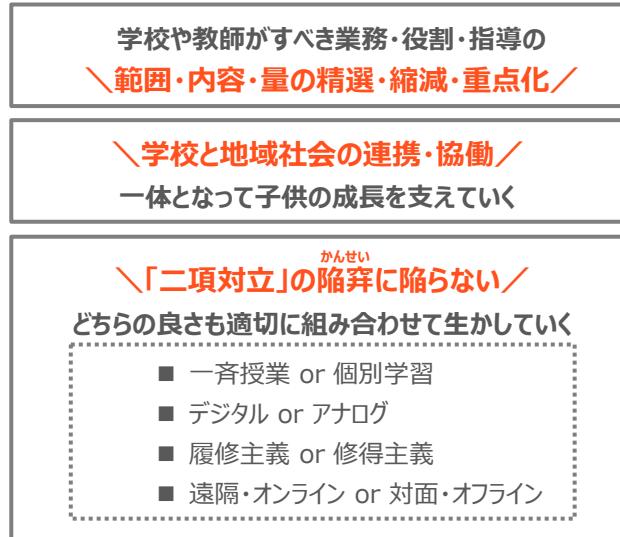
- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う
 - 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる



協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
 - 異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

4.「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

5.「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

- ✓ 学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの
- ✓ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく

＼Society5.0時代にふさわしい学校の実現／

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、今までできなかつた学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する
- 特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う

#端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」

#ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する
- 教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核としての役割を果たす

#ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上
#指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、クラウドにアクセスし、各種サービスを活用することを前提
 - 各学校段階（小・中・高）における1人1台端末環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる
- #デジタル教科書・教材の普及促進
#教育データの利活用 #ICT人材の確保
#校務効率化

(参考)関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）【抄】

第四十一条 小学校の学級数は、**十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、**中学校に準用**する。この場合において、(略)

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、**十八学級以上二十七学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）【抄】

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一
 - 二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことによつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）【抄】

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 **学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**
 - 二 **通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適當と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(参考)関係法令

●学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）【抄】

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第三十九条 市町村は、適當と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、小学校又は義務教育学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

2 前項の場合においては、地方自治法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

※これらの規定は中学校に準用する。

●小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）【抄】

（一般的基準）

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（その他の施設）

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

※中学校設置基準（平成十九年文部科学省令第四十号）においても同様の規定を置いている。



3. 関連する取組の実施状況等

文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援

統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

＜学校統合による魅力ある学校づくり＞

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新增築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆公立学校施設整備費

令和6年度補正予算額：207,566百万円の内数

令和7年度当初予算額（案）：68,134百万円の内数

● 教員定数の加配措置

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額（案）：1兆6,210億円の内数（260人）

● スクールバス等購入費補助

◆へき地児童生徒援助費等補助金

令和6年度予算額：2,071百万円

令和7年度当初予算額（案）：2,054百万円

うち、スクールバス等購入費

令和6年度予算額：616百万円

令和7年度当初予算額（案）：616百万円

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信

＜小規模校を存続させる場合の教育活動の充実＞

● 小規模校への教員定数の加配措置

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額（案）：1兆6,210億円の内数（135人）

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信

＜休校している学校の再開支援＞

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆公立学校施設整備費【再掲】

＜地域コミュニティの維持・強化等＞

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進

◆学校を核とした地域力強化プラン

令和6年度予算額：7,637百万円 令和7年度予算額（案）：7,553百万円

● 義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額（案）：1兆6,210億円の内数（601人）

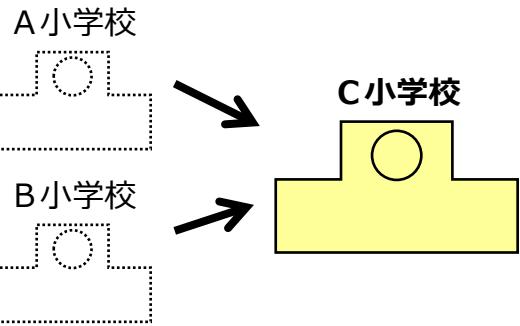
● 廃校の有効活用の推進

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようすることに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担（原則 1／2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する既存建物の改修についても、国庫補助を行っている（原則 1／2）。

パターンA

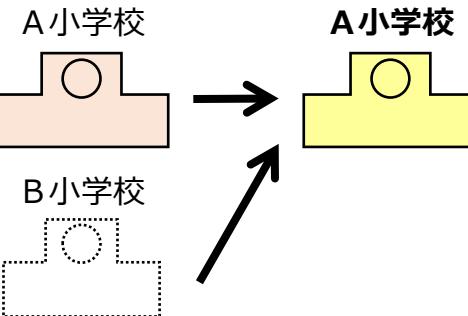
新しい敷地に統合する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則
1／2の国庫負担。

パターンB

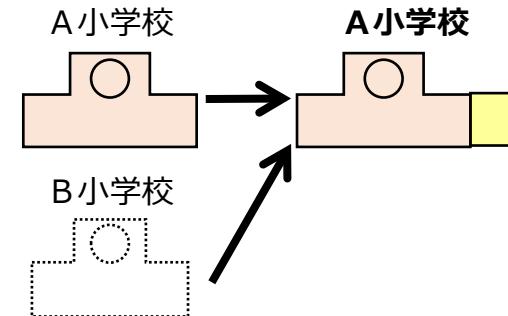
既存のいずれかの学校を 統合に伴い改修する場合



既存建物を改修して活用する場合、学校
施設環境改善交付金により原則 1／2
の国庫補助。

パターンC

既存のいずれかの学校を 統合に伴い増築する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則
1／2の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を
満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則 1／3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新増築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一緒にとなって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集中支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省HP：https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html】

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」
(令和4年3月)より



個別施設計画を実効性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。

公立学校施設の整備（令和4年度制度改正）

公共施設との複合化・集約化に係る制度改正について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト縮減が図られることから、当該事業に対して補助率の引上げを行う。

制度改正の概要

<対象事業>

- ・**改築事業（危険、不適格）**：現行1／3 ⇒ **引上げ後1／2**
- ・**長寿命化改良事業（長寿命化）**：現行1／3 ⇒ **引上げ後1／2**

<対象施設>

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

<補助要件>

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の**延床面積が10%以上削減**されること。

※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。

- ・複合化等の相手方は、**学校以外の公共施設**（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

<複合化・集約化の対象となる公共施設の例>

		施設例
文教施設	社会教育施設	図書館、公民館、博物館
	社会体育施設	プール、体育館
文教施設以外	児童福祉施設	保育所、児童館
	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム
	その他	障害者支援施設、行政機関

※幼稚園型認定こども園との複合化・集約化は算定割合引上げの対象外とする。

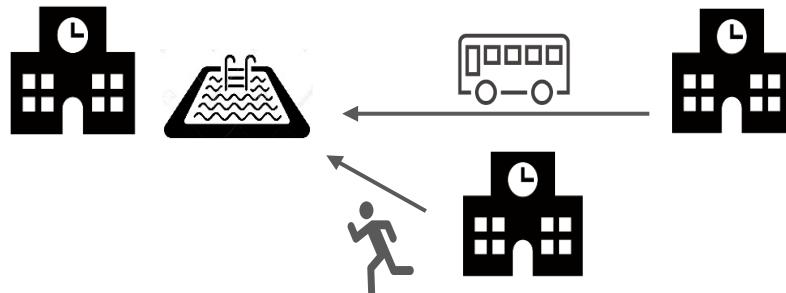
※上記のほか、判断が困難な場合は文部科学省に相談すること。

学校プールの集約化・共同利用の動き

学校プールは、老朽化や維持のための負担増によって、各学校において、維持・管理することが難しくなっている。そのため、各地方公共団体の状況に応じて、様々な工夫を行い、水泳機会の創出を行っている。

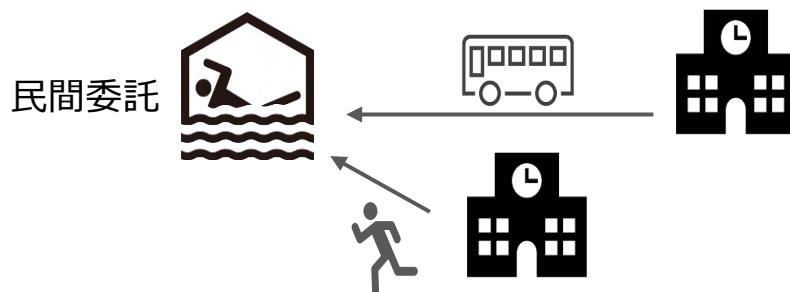
学校プールの共同利用

- 稼働率を基に必要プールを決定
- 各学校で保有していたプールを集約化し、**共同利用**



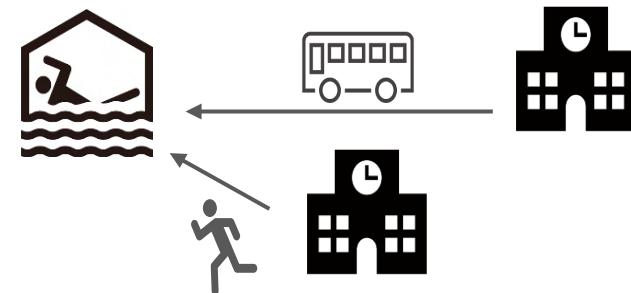
民営プールの共同利用

- インストラクターの指導による水泳指導の質の向上
- 充実した施設やプール管理の**負担軽減**



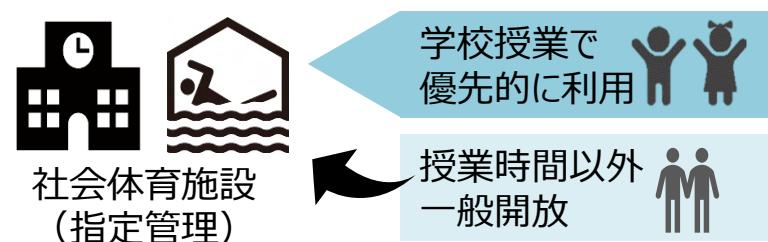
公営プールの共同利用

- 公営プール（屋内温水）を活用し、**水泳授業の時期平準化**
- 指定管理の仕様として組み込み実施



学校プールを社会体育施設化

- 学校に併設プールを社会体育施設とし、**授業以外の時間帯を一般開放し、フル活用**



(参考) 「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」

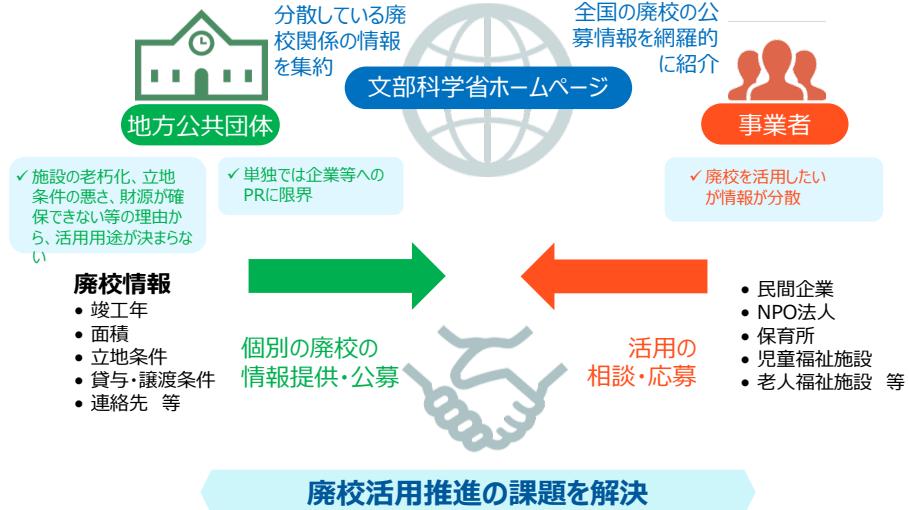
(令和6年7月10日 6文科初第885号 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ庁次長通知)



みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」地方公共団体と、廃校を「使いたい」事業者等への情報発信・マッチングを行っています。

マッチング・情報提供



取組② 廃校活用に至った経緯や改修コスト等の情報を含む廃校活用事例集を作成、文部科学省ホームページにおいて公表

活用事例集



取組①

特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、地方公共団体から活用を希望する廃校のPRを行なうイベントを開催

令和6年度開催実績

- 日時：令和6年10月2日（水）東京会場/同時オンライン配信
- 行政説明
- 事例発表：茨城県城里町 × (株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック、山梨県身延町 × サイトテック(株)、宮城県白石市
- マッチングタイム（現地）：廃校を使ってほしい自治体がブース出展し、参加者同士で情報交換
- PR動画配信（オンライン）：ブース出展している施設の概要やアピールポイント等についての動画配信



文部科学省ホームページにおいて、地方公共団体から掲載希望のあった活用用途を募集している廃校施設を公表

主な掲載情報

- 学校名
- 住所・アクセス
- 面積
- 建物構造、竣工年
- 募集内容、条件
- 写真、平面図
- 問い合わせ先

学校名	面積	主な利用目的	施設の状況	募集内容	問い合わせ先
千葉県立南房総高等学校	4,700m ²	多目的施設として活用	新築	募集終了	04-7032-7022
北埼玉小学校	1,000m ²	多目的施設として活用	新築	募集終了	-
せんじい工場として活用 (まほし小高木社工場)	554m ²	多目的施設として活用	新築コンクリート	-	-
豊前市立豊前中学校	1,932m ²	多目的施設として活用	既存	アイデア募集	-
いちご農園、農業体験施設として活用 THE 610 BASE (ドリーベル)	2m ²	多目的施設として活用	既存	募集終了	-
北埼玉小学校	4,700m ²	多目的施設として活用	新築	募集終了	-
北埼玉小学校	4,700m ²	多目的施設として活用	新築	募集終了	-



取組③ 廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度をとりまとめ、文部科学省ホームページにおいて公表

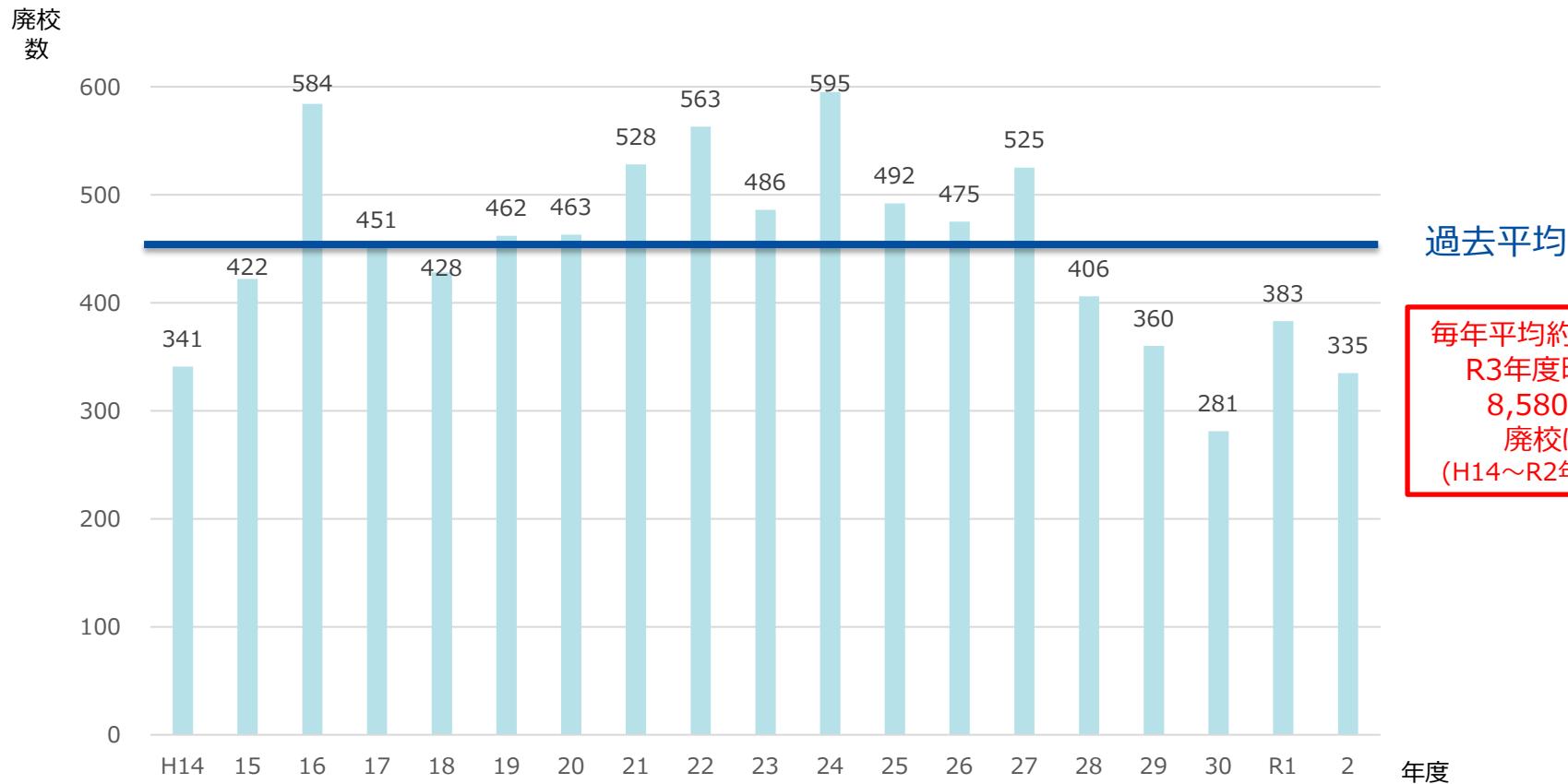
利用可能な支援制度の一例（詳細は文部科学省ホームページを参照）

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興(じ)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	https://www.jpsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発inyouhei-jousei対策のうち農山漁村発inyouhei-jousei整備事業（農泊推進型）） ②農山漁村振興交付金（農山漁村発inyouhei-jousei対策のうち促進・交流対策型）	https://www.maff.go.jp/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html https://www.maff.go.jp/j/kasseika/seibi/seibi.html	農林水産省
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリー成長総合対策 のち林業・木材産業グリー成長総合対策（木造公共建築物等の整備）	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kieikaku/kouzoukaizen/koufukin.htm	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生基本法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	デジタル田園都市国家構想交付金	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html	内閣府



廃校の発生状況について

- ✓ 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、**毎年約450校程度の廃校が全国で発生**



出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

（調査対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

廃校の活用状況について①

- ✓ 廃校施設のうち、**約8割は既に活用**
- ✓ 活用用途は、“学校”、“社会体育施設”、“社会教育施設”としての活用が多いほか、“企業等の施設”としての活用も多く見られます



和紙用具ミュージアムとして活用
(岐阜県美濃市)

平成14年度～令和2年度の廃校の状況 (令和3年5月1日現在)

廃校数	8,580
施設が現存している廃校数	7,398
活用中	5,481
未活用	1,917
活用用途あり	278
活用用途無し	1,424
取壊し予定	215
現存施設なし	1,182



活用用途 (平成14年度～令和2年度)

学校（大学を除く）	3,948
社会体育施設	1,756
社会教育施設・文化施設	1,330
企業等の施設・創業支援施設	1,020
福祉施設・医療施設等	774
体験交流施設等	520
庁舎等	461
備蓄倉庫	199
大学	79
住宅	21

(複数回答)

(校舎と屋内運動場の合計件数)



コミュニティ複合施設として活用
(鳥取県八頭町)



サテライトオフィスとして活用
(山口県周防大島町)

出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

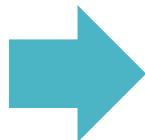
廃校の活用状況について②

- ✓ 廃校施設のうち、**2割（約1,400校）が活用されていない**
- ✓ 地方公共団体は、“**建物が老朽化している**”、“**地域等からの要望がない**”、“**財源が確保できない**”などの理由で活用用途が決まっていないと考えています

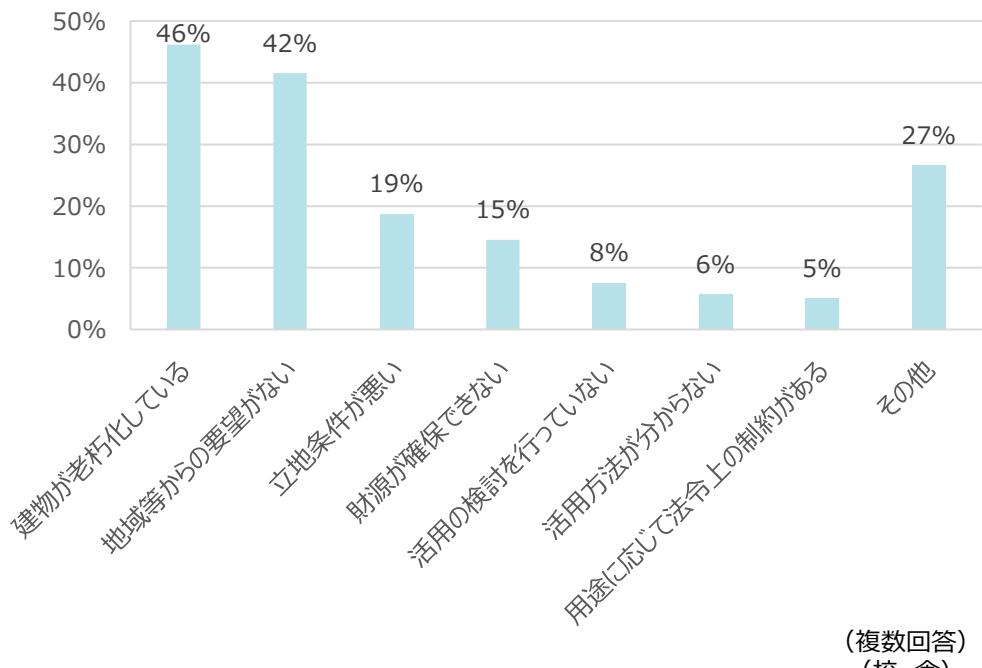
平成14年度～令和2年度の廃校の状況

(令和3年5月1日現在)

廃校数	8,580
施設が現存している廃校数	7,398
活用中	5,481
未活用	1,917
活用用途あり	278
活用用途無し	1,424
取壊し予定	215
現存施設なし	1,182



活用用途が決まっていない理由 (地方公共団体からの回答)



出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

少子化に対応した活力ある学校教育への支援策(教職員加配(R7予算案))

①義務教育学校を含む小中一貫教育への支援 (R2創設) 601人

- ・少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備や中学校教師による小学校高学年における専科指導の推進の観点を踏まえ、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む複数の学校を支援。

※加配要件

- ① 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群で運営を行うこととしていること。
 - ② 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行なうことが明記されていること。
- ・中学校教員が隣接する小学校において、専科指導を行う学校を支援。

②統合加配 (H26創設) 260人

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築のために活用することが可能な加配定数を措置。

③小規模校への教員定数の加配 (H27創設) 135人

複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的に複式学級を解消するために活用することが可能な加配定数を措置。

へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度予算額(案)

(前年度予算額)

21億円

21億円)

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円（6億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円（11億円）

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：5年間）

(3) 畦島高校生修学支援事業

2億円（2億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円（2億円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

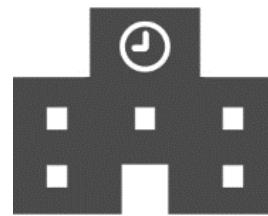
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1／2

（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3）



国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

①
これまでの
成果

②
直面する
課題

●世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了

- ✓ ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓ 1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。



●学力調査等にも効果

- ✓ 全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
- ✓ 約9割の児童生徒が、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」などのICT機器活用の効力感を実感。
- ✓ ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答。
また、その傾向は、特に低SES（社会経済的背景）グループにおいて見られる。
- ✓ コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。



●誰一人取り残されない学びの保障

- ✓ 該当者のいる約7割の学校で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援を実施。
- ✓ 同様に、8割以上の学校で、特別な支援をする児童生徒に対する学習活動等の支援を実施。



●単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

- ✓ デジタル人材育成の基盤（端末を活用してプログラミングを学んだ子どもの増加、また、今後のAI戦略にとっても重要）。



●地域・学校間で大きな活用格差

- ✓ 活用率の自治体間格差（約7割～ほぼ100%）や授業での活用方法に学校間格差があり、早急な是正が必要。



●端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善

- ✓ 端末については、R5補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。
一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- ✓ ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務（GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、ネットワーク環境がないと十分に活用できない）。



●校務DXの推進

- ✓ 校務支援システムが自前サーバに構築され、校務処理の多くが職員室に限定。また、ネットワークが分離され、学習系データと校務系データの連携が困難。校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



③ 今後の方向性（教育DXの更なる進化）

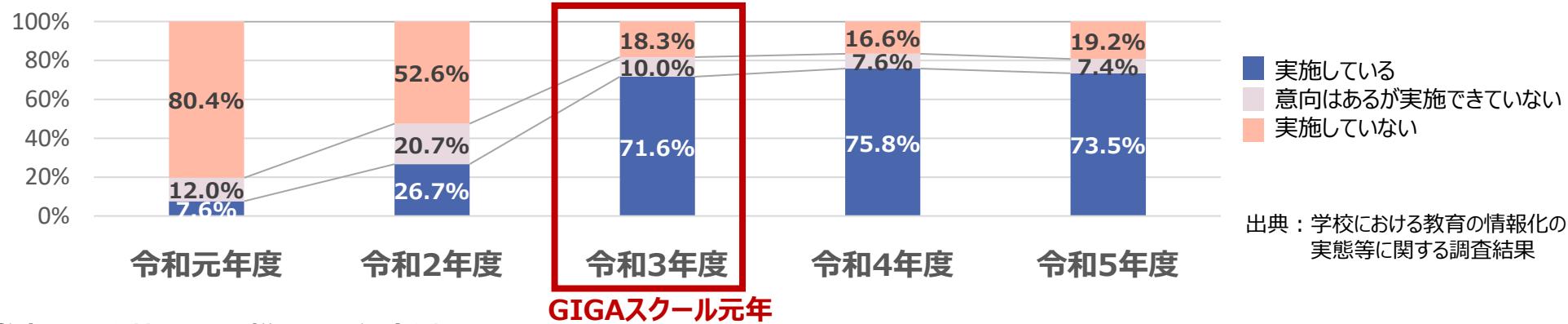
- 共同調達スキームの下での着実な端末更新。
- ネットワークアセスメントの徹底・その結果を踏まえた通信ネットワークの着実な改善。
- 地域間活用格差の解消に向けた好事例の創出やICT運用支援を含む伴走支援の強化。
- クラウド環境の活用等による校務DXを加速。



遠隔教育の現状

- オンライン教育を実施している学校の割合は大幅に増加（R1 7.6%→R5 73.5%）しており、令和5年度時点で73.5%の学校が「実施している」と回答。多様な人々とつながったり、教科の学びを深めたり、個々の子供たちの状況に応じた支援を実施したりするなど、様々な取組が進んでいる。
- 概ね1人1台端末環境が整備された令和3年度の増加率が著しく、オンライン教育の活用促進のためには、引き続きGIGAスクール構想を着実に推進することが不可欠。

参考1：オンライン教育の実施状況



出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

参考2：学校における様々な取組事例

多様な進度・興味関心に応じた個別最適な学びの複線化



海外の学校との交流学習



海外の英会話講師とのマンツーマンレッスン



小規模校の課題解消に向けた合同授業



病気療養児への学習指導



就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について

調査の趣旨

- 過去、平成24年に学校選択制（※1）に関する調査を行っていたところであるが、10年が経過し、この間、公立小中学校数・児童生徒数が大きく減少するなど学校を取り巻く状況は大きく変化しており、その状況の変化が就学校の指定や区域外就学（※2）の在り方等にも影響を与えていていると考えられることから、全国の市町村教育委員会を対象に「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」を実施（調査基準日：令和4年5月1日時点）。

※1 設置する学校が複数校ある市町村が、就学校を指定する際に、事前に保護者の意見を聴取する制度。

※2 在住市町村の設置する学校以外の学校に通うこと。

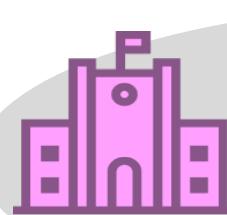
- 調査結果の詳細は、令和5年3月24日文部科学省ホームページで公表するとともに、市町村教育委員会が就学事務を適切に実施できるよう都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に周知。

【文科省HP：https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_syoto02-000028555_1.pdf】

参考（どの学校に通学するかのイメージ図）

A市町村（複数校設置の場合）

（※以下、小学校複数校設置市町村、中学校複数校設置市町村という。）

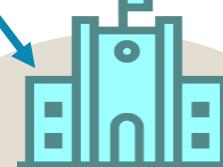


原則

通常、自宅の住所が属する通学区域により就学校が指定される



他の市町村等



就学校の変更

就学校が指定された後で、別の通学区域の学校を指定してもらうよう変更の申立てをする
事前に聴取する場合は「学校選択制」

山村留学・漁村留学



自然豊かな農山漁村にある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動

区域外就学

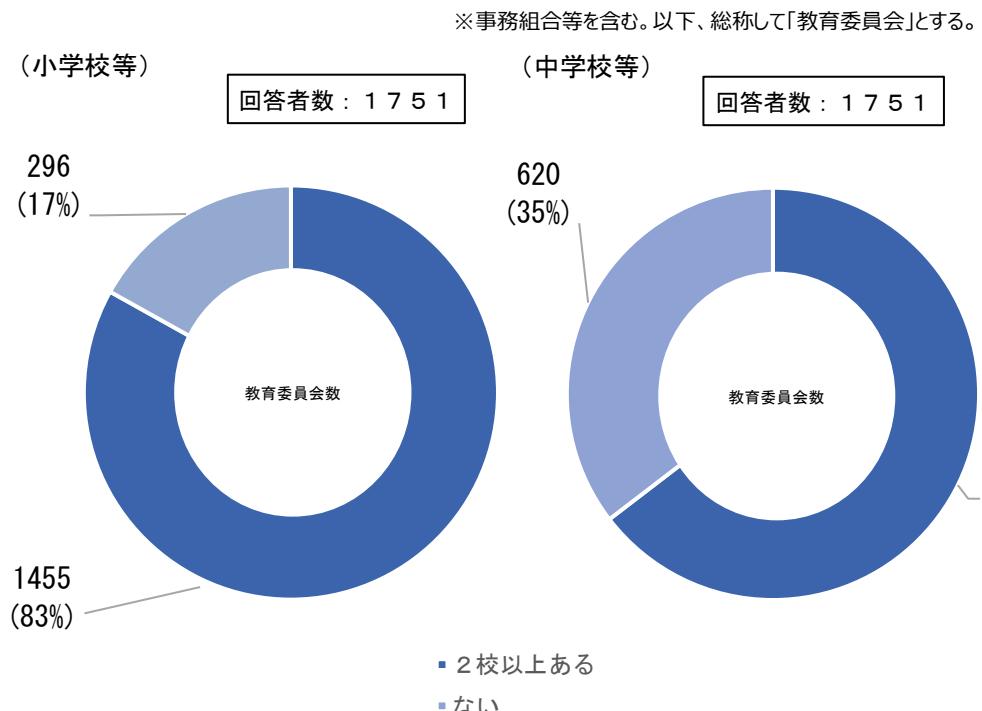
他の市町村等の設置する学校に就学する

学校選択制の実施状況

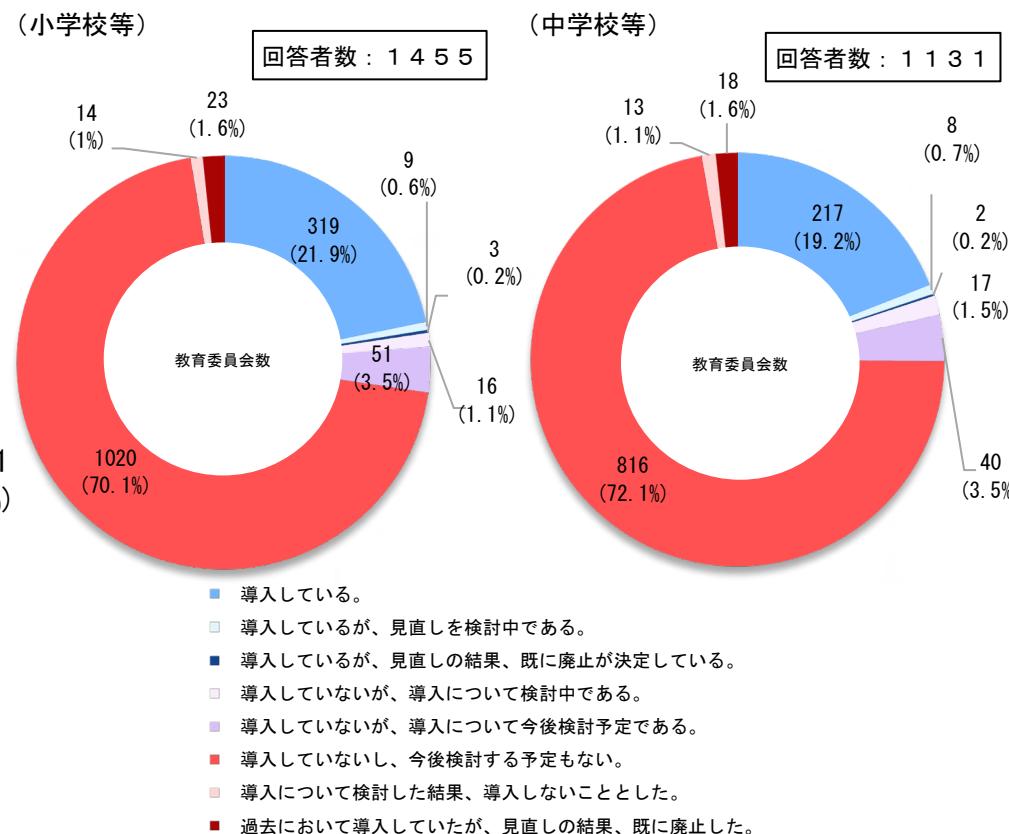
- 就学校を指定し得る学校が2校以上ある教育委員会の全教育委員会に占める割合は小学校等で1455（83%）、中学校等で1131（65%）、そのうち、事前に保護者の意見を聴取する学校選択制を小学校で採用している市町村は331（23%）、中学校で採用している市町村は227（20%）である。
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加している。

＜実施状況＞

就学校の指定をし得る教育委員会数



学校選択制の導入状況

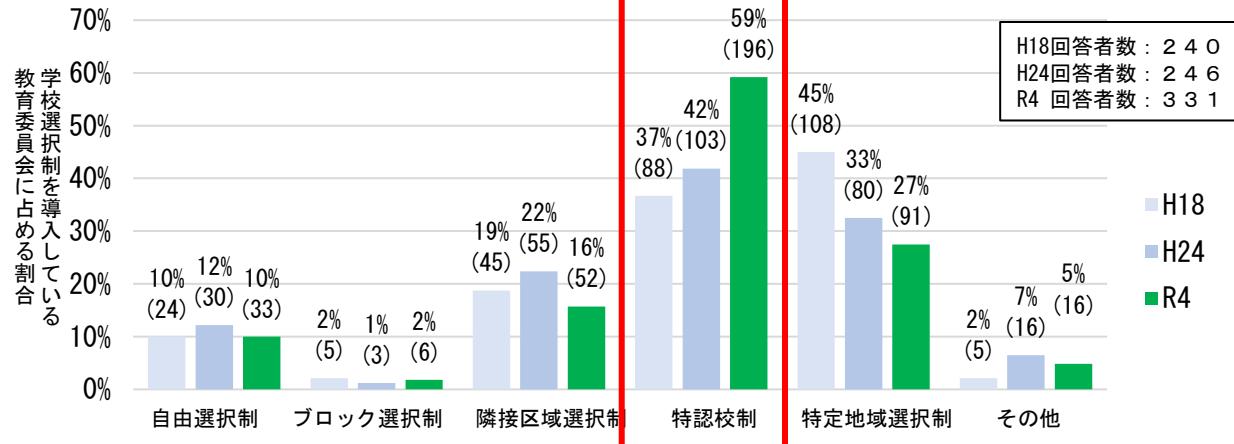


※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある

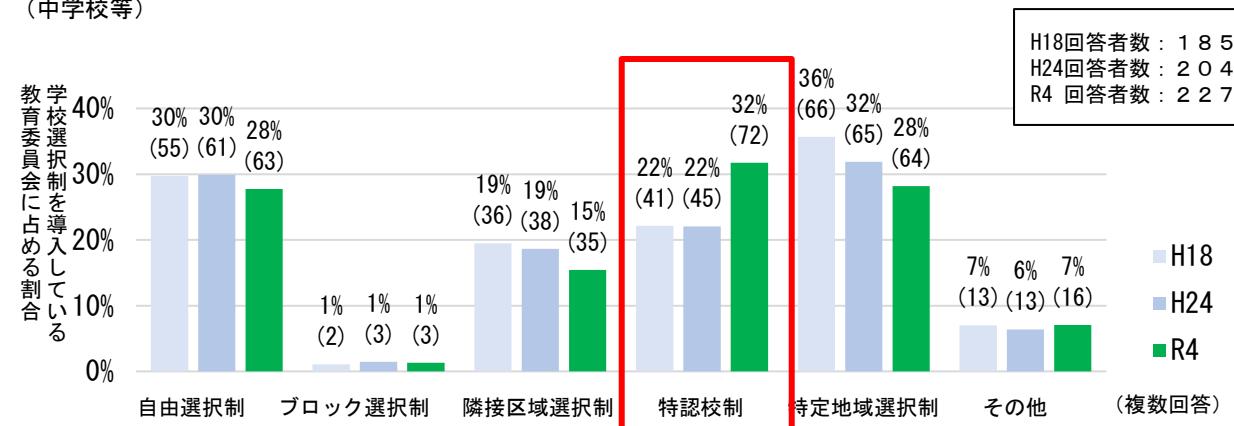
就学校の指定について

- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加する一方、学校選択制を採用する場合には、特認校制を採用している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、中学校で特認校制を採用している市町村72（32%）である。

(小学校等)



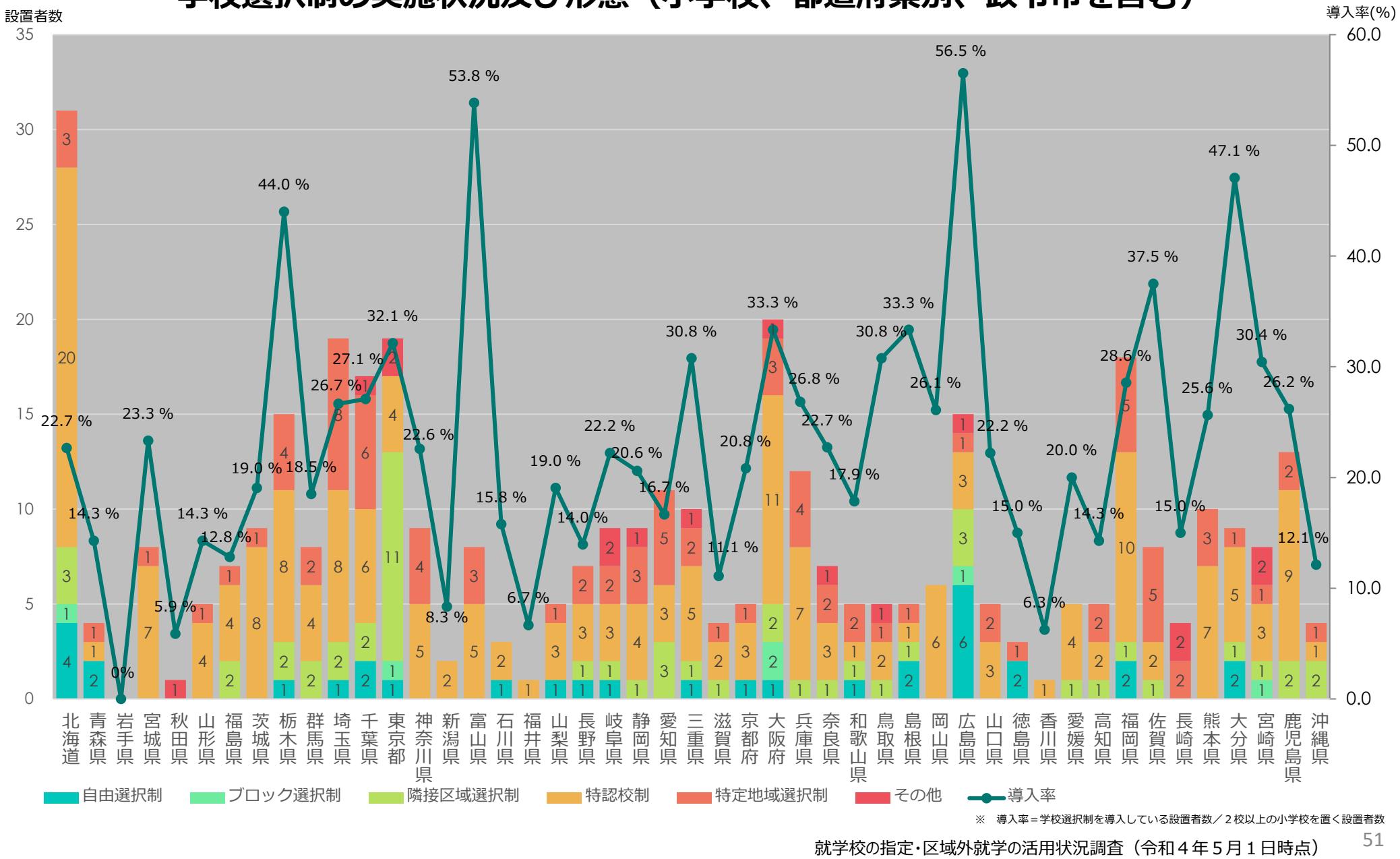
(中学校等)



自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの (例) 山間部で小規模となっている学校について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択することを認める場合
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの (例) 都市部で大規模となっている地域に居住する者について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内の通学区域外の学校を選択することを認める場合
その他	上記以外のもの

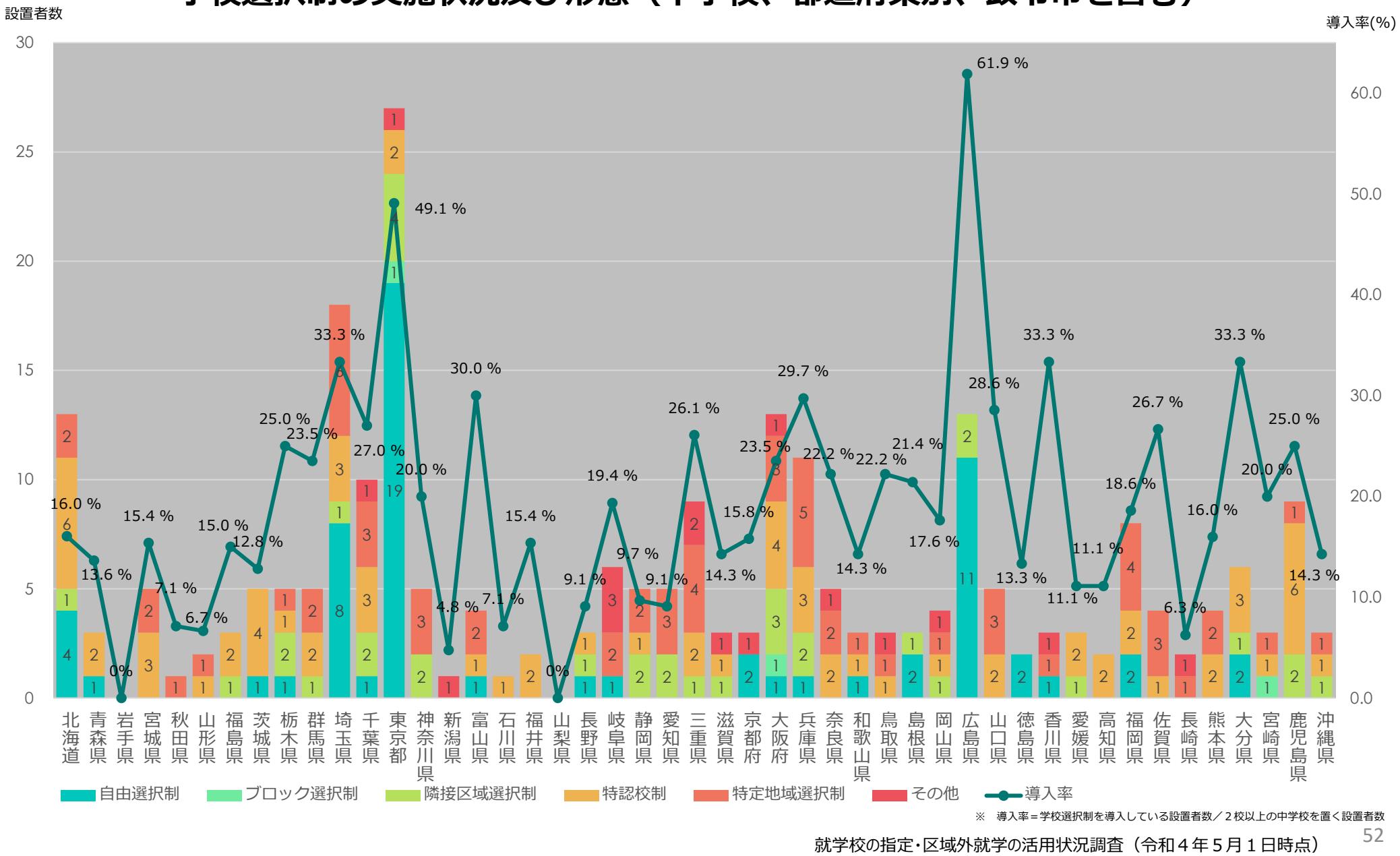
学校選択制の実施状況（小学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（小学校、都道府県別、政令市を含む）



学校選択制の実施状況（中学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（中学校、都道府県別、政令市を含む）

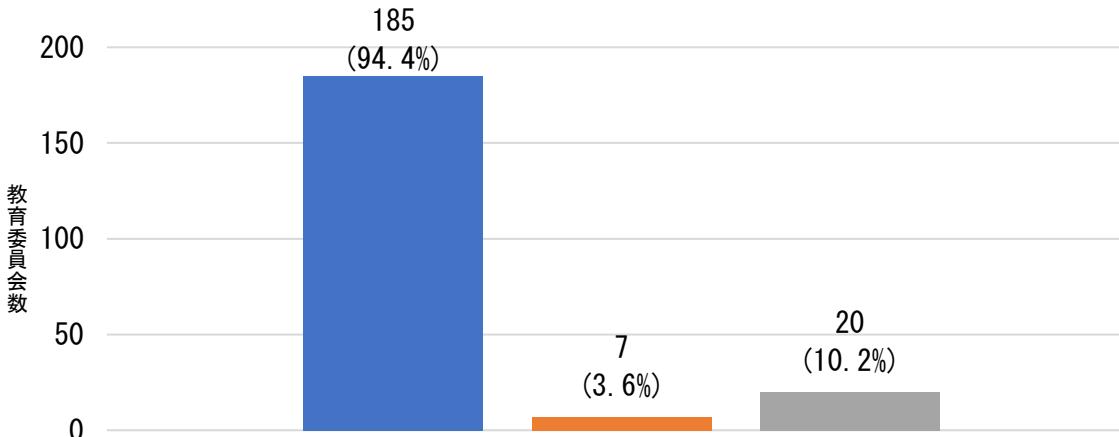


特認校制の導入理由

- 特認校制を採用している場合には、特に、小規模校の課題解消方策として、小規模特認校を導入している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は185（94%）、中学校で特認校制を採用している市町村は72（32%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は62（86%）である。

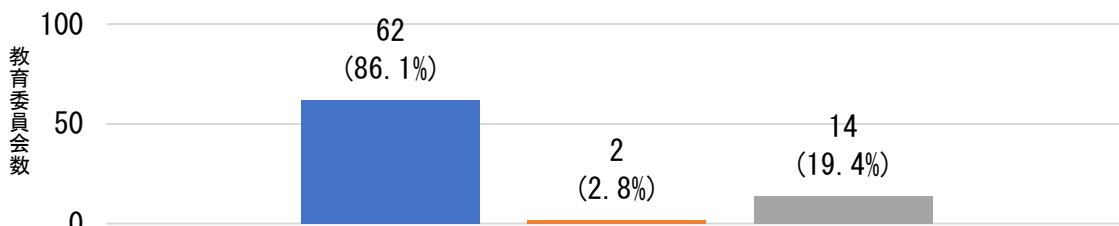
（小学校等）

回答者数：196



（中学校等）

回答者数：72



- 小規模校の課題解消のため（いわゆる小規模特認校）。
- 過大規模校の課題解消のため。
- その他（自由記述）

（複数回答）

「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

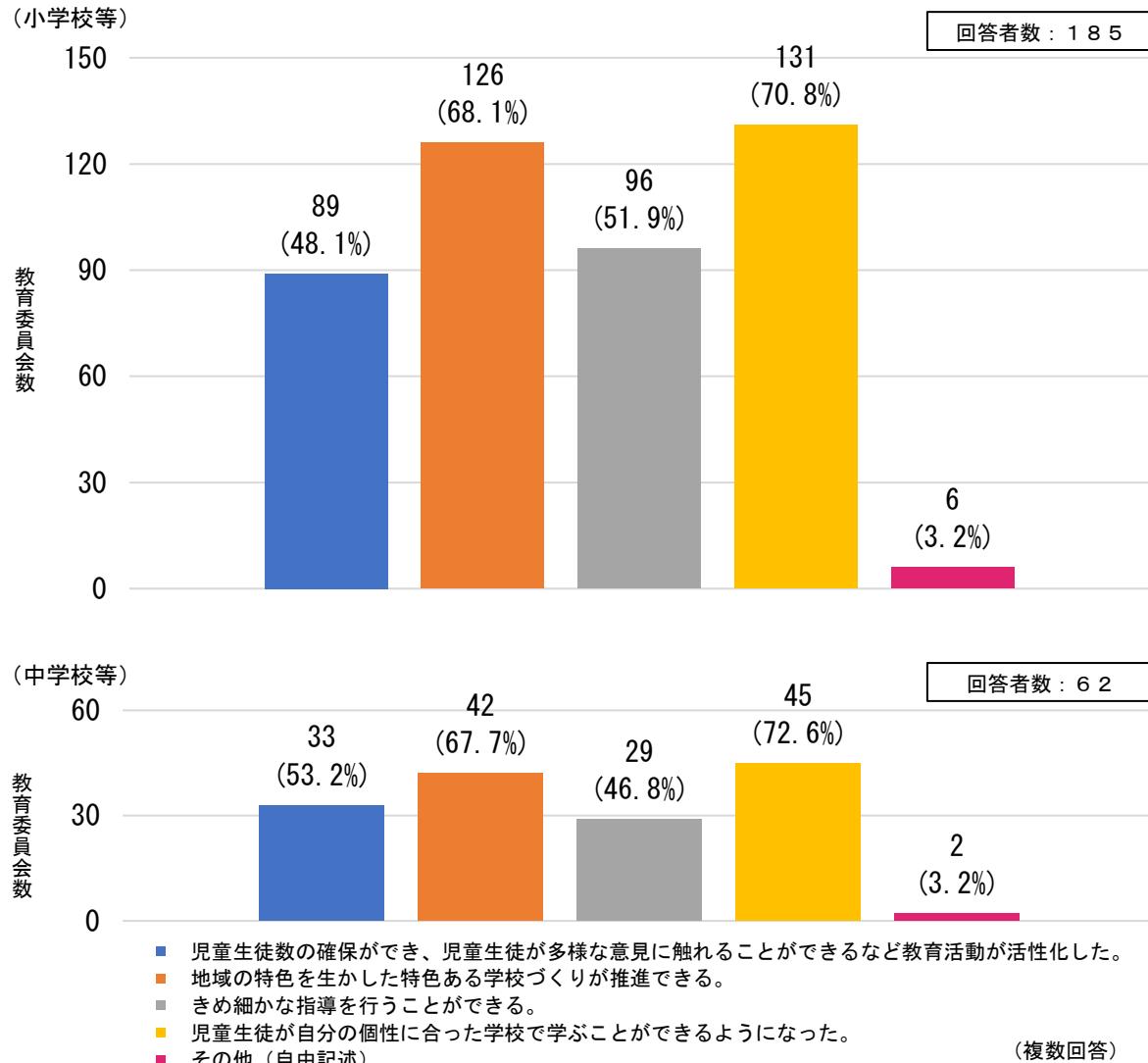
- ・中学校は通学区域に関係なく、学校を選択できるとしていることから、小中一貫校については、小学校から選択を認めている
- ・特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図るため

（小・中学校等共通）

- ・自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を行う学校において教育を受けることを希望する児童生徒を受け入れるため
- ・学習指導要領の改訂の趣旨と本自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中一貫の9年間を通じた英語教育やグローバル化への積極的取組と課題解消へ向けた環境づくり推進のため

小規模特認校を導入してよかつたこと

- 小規模特認校制を導入してよかつたこととしては、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」ことに続き、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる」をあげている自治体が多い（小学校で126（68.1%）、中学校で42（67.7%））。



「その他」の例は次のとおり

(小学校等)

- ・ 大中規模校で学校に通うことが難しかった児童が、小規模特認校への通学により登校することができるようになった例があった

(小・中学校等共通)

- ・ ICT環境の整備により英語教育、異文化理解、コミュニケーション力育成、学年を超えた交流によりリーダーシップ育成等小中一貫性のメリットが現れてきた

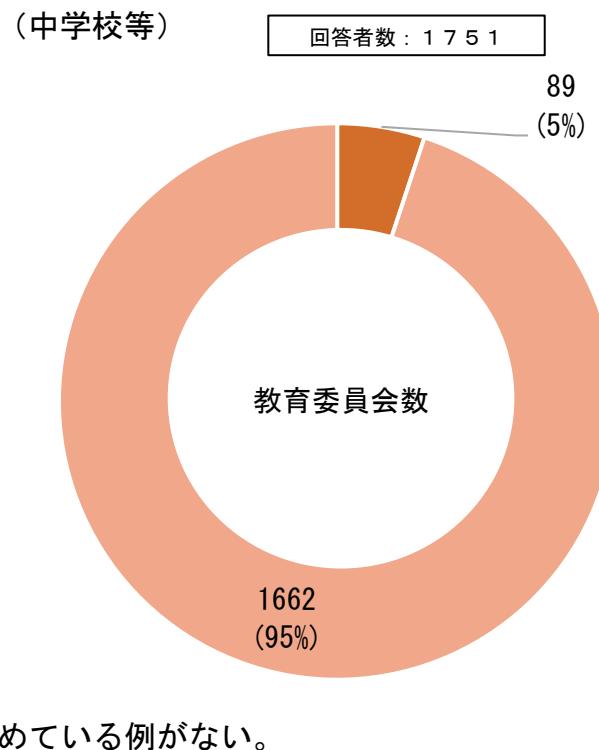
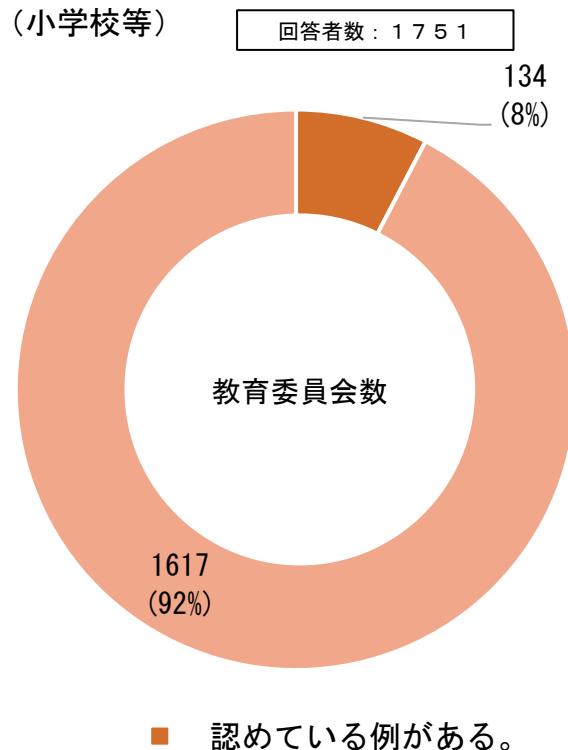
区域外就学による二拠点居住等の受け入れ実績

- 二拠点居住・ワーケーションについて小学校で受け入れている市町村は134（8%）、中学校で受け入れている市町村は89（5%）。受け入れている市町村は主に教育活動や地域の活性化を利点として挙げている一方で、主な課題として、教科書や授業の進歩の違いなどの学校間の教育活動の継続の困難さや、転校先の人間関係や環境への適合、生活面での指導や対応の困難さを挙げている。

いわゆる二拠点居住※¹、ワーケーション※²を行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れている例

※ 1 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。

※ 2 仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。



(参考)「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(平成29年7月26日付け29初企第22号初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長通知)

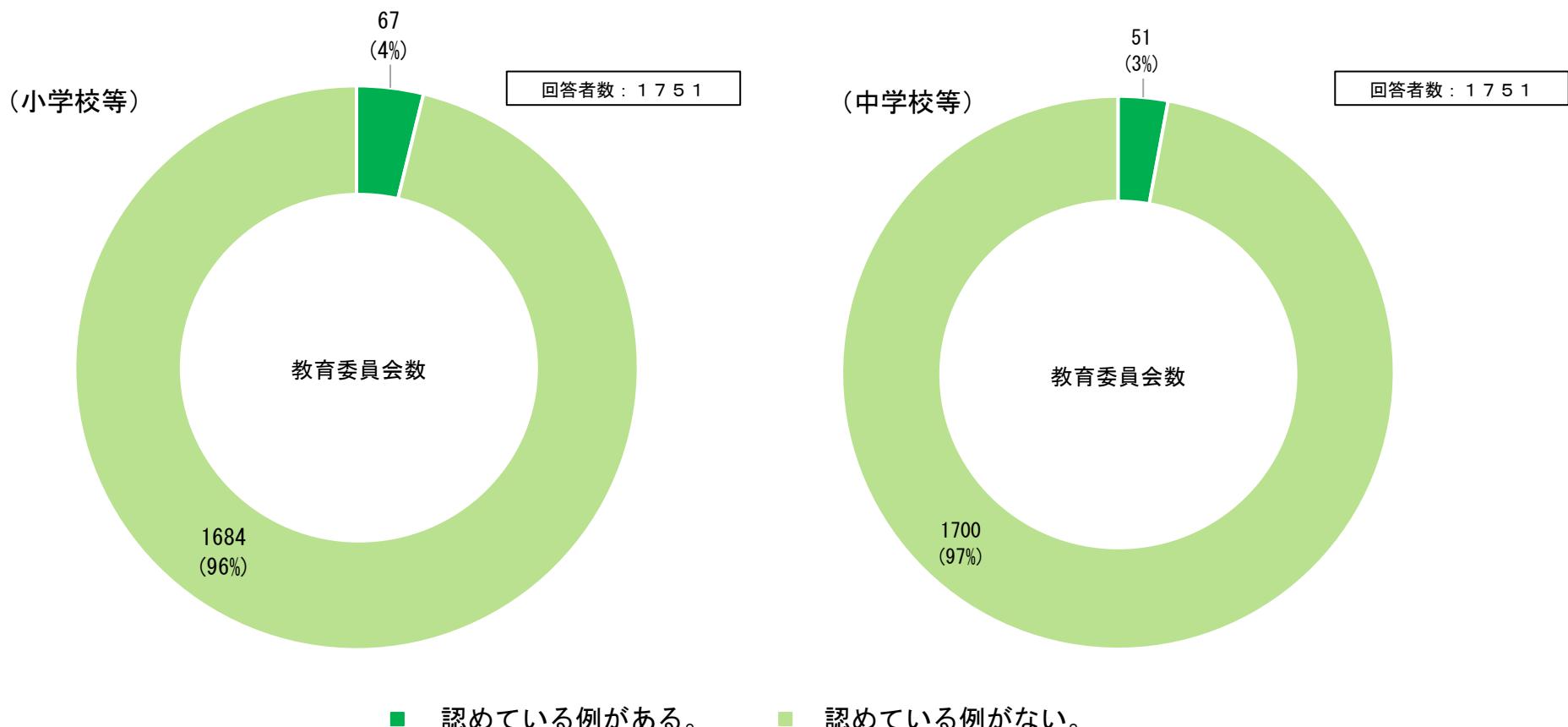
区域外就学については、「通学区域制度の弾力的運用について」(平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知)において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること」としております。この「相当と認めるとき」には、**地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれる**ところです。

山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を小学校で受け入れている市町村は67（4%）、中学校で受け入れている市町村は51（3%）。
- 受け入れている市町村は主に地域の活性化や移住促進、関係人口の増加、小規模校の課題解消を利点として挙げている一方で、主な課題として、他市町村から来た児童生徒の住環境の整備やホストファミリー等の調整の困難さを挙げている。

過去3年間の受入れ実績（平成31年4月1日～令和4年3月31日に他市区町村に在住している児童生徒を山村留学・漁村留学※として受入れを認めている例）

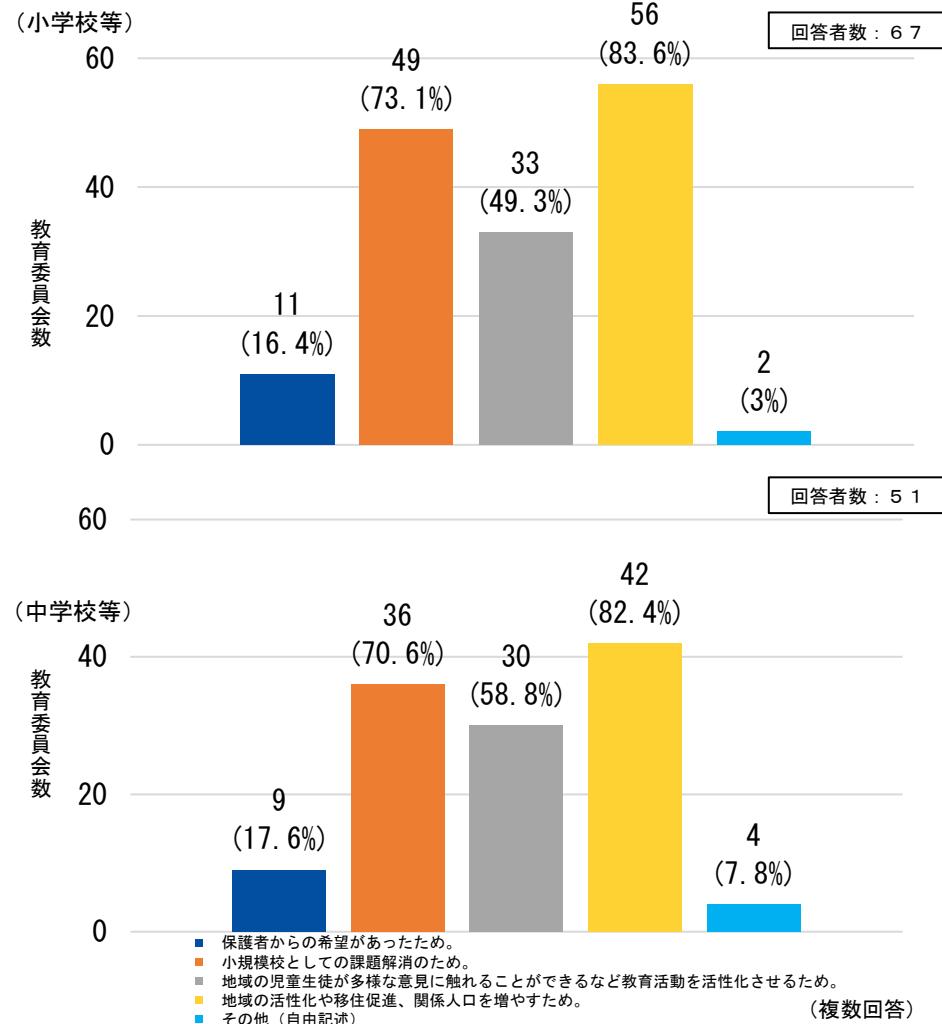
※自然豊かな農山漁村に、小・中学生がある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動のこと。



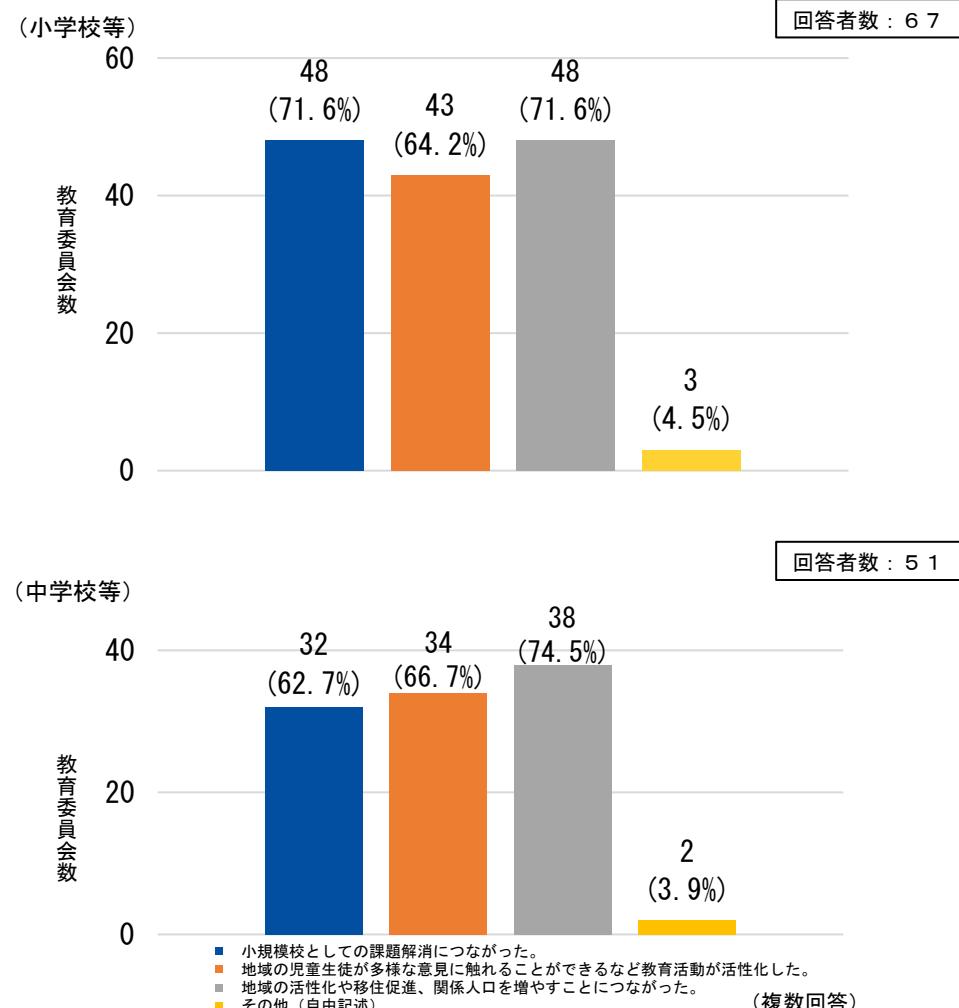
山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を導入した目的は、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすため」としている自治体が多い（小学校で56（83.6%）、中学校で42（82.4%））。また、導入してよかつたこととして、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすことにつながった」「小規模校としての課題解消につながった」「地域の児童生徒が多様な意見に触れることができるなど教育活動が活性化した」をあげている自治体は全体の6割以上である。

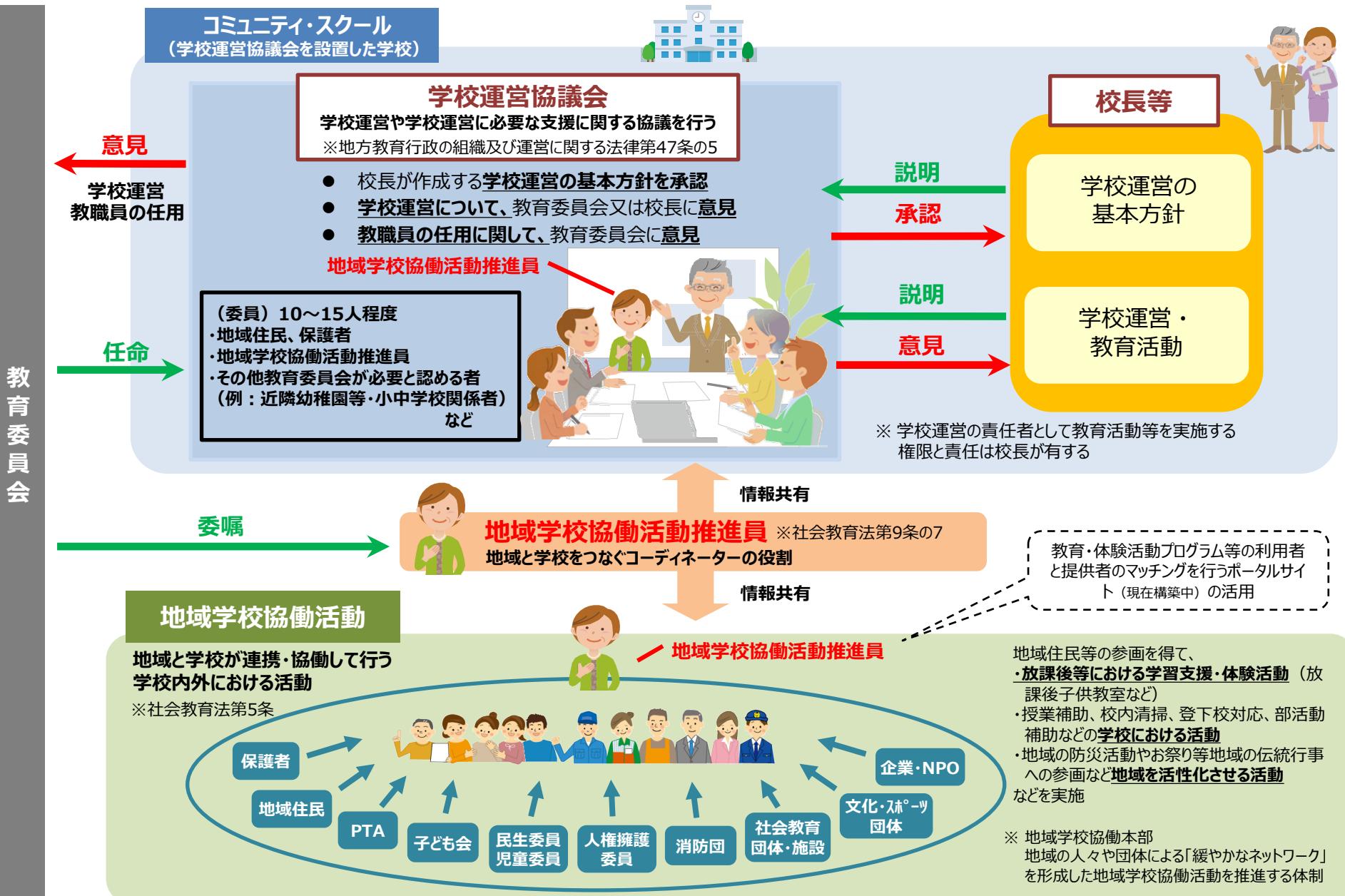
導入目的・きっかけ



導入してよかつたこと



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～



令和7年度予算額（案） 7,052百万円
(前年度予算額 7,050百万円)

現状・課題

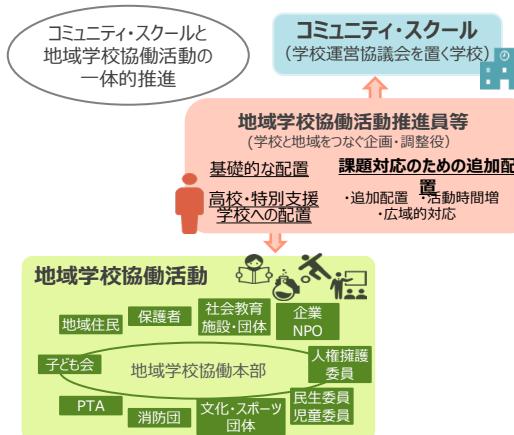
- ▶ 予測困難なこれからの中長期社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要
 - ▶ **コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点: 20,153校、58.7%）
 - ▶ 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業內容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施

【参考】予算補助を受ける自治体
R4:1,356自治体 R5:1,366自治体 R6:1,374自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数
R4:30,520人 R5:31,125人 R6:32,675人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会 やアドバイザーの派遣を実施する自治体 (都道府県・政令市) の増加

短期アウトカム（成果目標）

**本事業を通じて、子供を取り巻く課題（※）
を改善・解決した自治体の増加**

- ※子供を取り巻く課題の類型例
 - ・学校運営上の課題
(社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など)
 - ・学校と地域の課題
(地域の安全・防災など)
 - ・学校と家庭の課題
(放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など)

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加

【参考①】学校や地域の連携・協働による取組によって、学校・地域・保護者の相互理解が深まると認識している学校の割合（公立）
R5:小86.1% 中79.3% R6:小88.9% 中84.1%

【参考②】学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みや体制が定着し、取組の質が向上したと認識している自治体数
R5:1,289自治体

事業改善・充実のための取組（R5～）

- ◆ 各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施
 - ◆ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施。
併せて、全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる。（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)



令和6年度学校魅力化フォーラム

開催概要

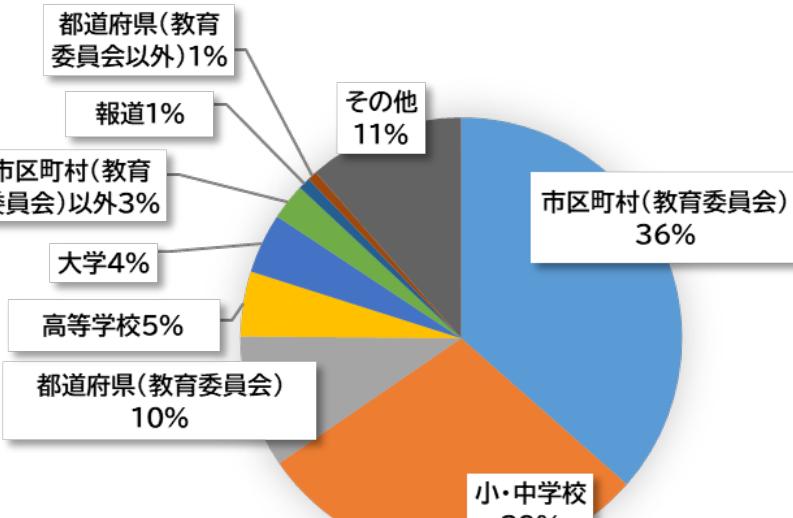
開催目的

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育の推進のため、公立小・中学校の統廃合や小規模校を存続させた場合の教育活動の先進的な取組を発信する。

日時・場所等

- 令和6年8月8日(木)14:00~16:30
- ZoomによるWeb会議・YouTubeライブによる同時配信
- 参加登録者数:約800人

参加者の内訳



※参加登録フォームより

フォーラム概要

【行政説明】

- 公立小・中学校の状況
- 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
- 学校教育を取り巻く状況
- 持続的で魅力ある学校教育のための取組

行政説明や事例発表の資料や動画は、文部科学省ホームページで開いています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tekisei/1411020_00012.htm



【事例説明】

- 「学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告」

(ファインコラボレート研究所)

【事例発表】

- ・『南砺 令和の教育改革』—主体的・創造的な学校を支える—
(富山県南砺市教育委員会)
- ・「保護者や地域が自ら考える子供たちにとってのより良い学びの場」
(鹿児島県志布志市教育委員会)
- ・「自然に魅力が高まる教育環境 —境界を越える学校づくり—」
(秋田県五城目町教育委員会)
- ・「公共施設等総合管理計画改定に係る首長及び教育委員会の連携等」
(神奈川県海老名市)
- ・「人口減少社会と情報化・国際化への対応に焦点をあてた遠隔教育」
(熊本県高森町教育委員会)



熊本県高森町教育委員会事務局
審議員兼教育CIO補佐官 石井佑介



学校魅力フォーラム参加者の声①

※参加者アンケートより



ファインコラボレート研究所

学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告

事例概要

全国の公立学校施設の延床面積の約4割が、築40年以上の建物でかつ改修を要する状況であるなど、全国的に教育面・安全面での老朽化対策が急務となっています。

限られた予算の中で、教育ビジョン(教育方針)を基に、学校をどのように配置し、学校施設をどう整備すべきか、首長部局が教育委員会をはじめ関係部署と調整しながら、学校の適正規模・適正配置の方針や計画を策定していくプロセスについて、具体的な自治体の取組を参考に解説しました。

主な声

- 部局横断的な体制をこれからつくりたいと思っているところです。総合管理計画、個別施設計画ともに上手く実行できていない本市にとって、危機感を煽られる内容でした。「誰が何をするのか?」首長部局との探し合いのような状態となっている現状をなんとかしないといけないと強く感じさせられました。
- 子ども関連施設の複合化は、今後、地方の多くの自治体で求められることだと思います。
- 小規模自治体にはこうした分析的な取組ができないところがあります。とても参考になります。
- 図解により大変わかりやすかったです。もう少し時間をかけて説明を聞いてみたかったです。
- 部局横断的な検討体制の必要性について考え、「4つの見直しポイント」が、大変参考になりました。
- 学校とコミュニティ施設の複合化が参考になりました。
- 内容が自治体の部局向けで専門的でしたが、課題となっている部分についてよく分かりました。
- 改めてじっくりと調査報告書を拝読したいと思います。
- 環境の整え方やコスト面の見直しなど、行政が担っている方策を知ることができました。
- 庁内連携の必要性は感じているので、調査書も確認したいと思います。

1 富山県南砺市

『南砺 令和の教育改革』 —主体的・創造的な学校を支える—

事例概要

小規模校の特性を踏まえ、主体的な先生・創造的な学校組織を育てないと主体的な子供は育たないと考え、過疎化が進む南砺市において、主体的・創造的な学校経営が促されるよう、教育委員会主導で令和2年度から様々な教育改革を行っています。

キーワードは「当たり前の見直し」と「均一からの脱却」。当曰は教科担任制や部活動の地域移行等、「南砺令和の教育改革」の具体について紹介しました。

主な声

- 時間割や専任校設置など、こうあるべきという思い込みを取り戻した転換がすごいと思います。自市はどうなのかという現状の分析と可能性の把握が的確で、スピード感のある取組みだと思います。学校が子どもたちのためにあるという本質を感じされました。
- チーム担任制や夏休みの取り方などを含む学校を支える4つのポイントが大変参考になりました。私たちの地域でも、今課題となっている点についての発表であったため興味深く聞かせていただきました。
- 授業時間数の変更等、柔軟に対応することで、働き方改革だけでなく、生徒の学びの充実につながることがよく分かりました。
- 大変参考になりました。チーム担任制や小中一貫校の特色ある教育過程等は、本県の研究に生かせそうです。
- 教育長さんの熱い想いが子どもたちへの良い教育へつながっていると感じました。常識を疑うこと、均一ではなくそれぞれの事情や状況により各学校に合ったやり方をさせているところが非常に面白かったです。
- 松本教育長の「『やらなくてはいけないことは』『変えてよいことは』という視点で整理をする」という言葉、「現状の環境を生かして、人間性あふれるあたかい子どもを育てよう」という南砺市の姿勢、義務教育学校における具体的な実践例が、心に残りました。

2 鹿児島県志布志市

保護者や地域が自ら考える 子供たちにとってのより良い学びの場

事例概要

小学校ごとの児童数の減少を自作の動画等で見える化し、保護者アンケートを実施しました。その結果を学校運営協議会等で説明し、地域や保護者の方に、子供たちにとってのより良い学びの場となる学校の在り方について、自分事として考えていただいております。

今後、更なる児童生徒の減少が予想される中で、学校と保護者・地域で協働し、学校の在り方について考える取組について紹介しました。

主な声

- 児童数減に対して早めに先手を打って地域保護者の意向を踏まえながら学校のあり方と共に考える施策が素晴らしいと思いました。
- 市民との合意形成、当事者意識を持たせることの重要性を改めて感じました。
- 保護者や地域が主体となって子どもたちのより良い学びの場を考えられるように働きかけられている点が素晴らしいと感じました。保護者や地域に自分事として考えてもらうためには、児童生徒数の変化などの数字をもってて説明することが有効であると思います。
- 地域住民との丁寧な対話、地域への深い理解、正確なデータの提示、何より地域の子供たちへの深い想いの大切さが伝わってきました。
- 本市においても、小規模校がいくつか存在しています。その学校の今後の在り方を地域で考えてもらい、意見を聞くことは、大事だと思います。学校だけでは、いろいろな面で限界がある分、地域の協力は不可欠になります。ただ、子供たちの学びのための協力を以下に考えてもらうか、そして、先生方への負担を以下に考えてもらうかが大切だと感じました。
- 「子供たちにとってよりよい学びの場をつくる」というキー・コンセプトを共有できたことで、協働できる体制の構築につながったことがよく分かりました。



学校魅力フォーラム参加者の声②

※参加者アンケートより



3 秋田県五城目町

自然に魅力が高まる教育環境 一境界を越える学校づくり

事例概要

町で唯一の小学校となった五城目小学校の改築に際し、地域にとっての学校をみんなで考える取組「スクールトーク」を行いました。地域・住民との共創が学校だけでなく教育環境そのものを豊かにいどり、今もなお、相互に緩やかな変化をもたらし続けることとなっています。

また、みんなの学校、教育留学など住民の想いが事業化された事例を学校の魅力化という観点から紹介しました。

主な声

- 「みんなの学校」は、大変に素晴らしい実践でとても興味が湧きました。
- 境界を越えての学びは、まさにこれからの未来を担う子供たちに必要なことだと感じました。大人も子供も学び、より良い社会を共に作っていける可能性を感じました。
- 学校だけでなく社会教育との共創は、これまで知る機会がなかったので改めて多様な方法があると考えさせられました。
- 施設の複合化や教育留学の取組など、新校舎の施設・設備のすばらしさとともに印象的でした。
- 準備段階で十分にアイデアを吸い上げているためか、取り組みに無理がなく、とても自然体に感じました。
- 地域の方たちの関わり方、意見交流で生まれたコミュニティの生かし方が素晴らしいかったです。
- 地域の外の学校と地域の中の学校との交流のハブ的な拠点として、学校が機能するのはとても興味深く、学校というモノのエージェンシーと地域の内外のエージェンシーが交わる場所として、機能しており、規模の適正化や統廃合を学びの場のチャンスと捉えているのが面白いです。
- 区域外就学制度の下、住民票のない子供も小学校に通える教育留学を担保する地域の中で子供を育てる地域の教育力に感心しました。

4 神奈川県海老名市

公共施設等総合管理計画改定に係る 首長及び教育委員会の連携等

事例概要

海老名市では、今後20年間で市全体の児童生徒数が13%減少し、市全体の人口も令和20年を境に減少に転じていく見込みの中で、公共施設総量の約50%を占める学校教育施設を含めた市全体の公共施設の今後のあり方及び財政収支について再検討してきました。

計画の改定において、営繕課が主軸となり、教育委員会を含めた府内各課との調整経過や課題等について紹介しました。

主な声

- 公共施設の計画やマネジメントについて、組織的に取り組むことの大切さが分かりました。
- 首長及び教育委員会の連携は参考になりました。
- 自治体内での具体的な連携の方法や課題について知ることができ、とてもよかったです。
- 義務教育学校校舎建築の構想や設計等をめぐって、発表にあった首長部局と教育委員会をまとめた部局横断的組織の構成等、たいへん参考になりました。
- 人口の今後の動向に注視した学校づくりが進められていることが参考になりました。
- 行政が公共施設などを再編していく計画を立てていましたが、最終的には「合意形成」がなければ実行できないということに大変共感しました。
- ファインコラボレート研究所のプレゼンにもあったが、行政側の関係部署が並列に機能的運用が出来ている様で素晴らしいと思いました。
- 公共施設等総合管理計画における学校の位置づけを知ることができました。
- 営繕部局に施設管理・修繕業務まですべて一元化する取組に感銘を受けました。
- 行政が1チームとして機能していると感じました。
- 行政側で多くの勉強会が開かれたと説明にありました。その辺のご苦労も聞きたいです。

5 熊本県高森町

人口減少社会と情報化・国際化への 対応に焦点をあてた遠隔教育

事例概要

現代社会が直面する人口減少社会と情報化・国際化への対応に焦点をあて、平成24年3月に「高森町新教育プラン」を策定し、教育改革に着手しています。

平成27年度から6年間、文部科学省指定事業を受けて遠隔教育の研究・実践を積み重ねてきました。現在も継続して特色ある遠隔教育の実践・研究が行われてありますので、遠隔教育のポイントや本町の特色ある取組について伝えました。

主な声

- 小さな規模だからこそできる教育を最大限に実現しているところ、また、DXにはついていけないという先生や自治体も多い中、早いうちから積極的に取り組み、成果を上げているところが素晴らしいです
- ICTによる可能性が無限に広がっていることを感じました。また、学校単体ではなく自治体全体としての取組になっていることも参考になりました。英語の個別学習が興味深く、海外とのオンラインなどもできるようになっていくのかと考えると、グローバルな視野に触れる機会をこの年齢で得ることに胸が躍るようでした。
- かねてより教育DX化について先進的な取組を進めている具体的な事例を伺い、大変参考になりました。
- 本市にも離島に所在する小中学校があるため遠隔教育のプレゼンが参考になりました。
- 教育委員会の施策として、学校の創意工夫の実践としてみても、自分の地域、学校でもできることがたくさん含まれており、大変に勉強になりました。遠隔授業について、本校のような離島にあっては、効果的な学びとなる可能性を知ることができました。
- 小規模校でも、デメリットと思われる内容をプラスでできる取組であり、子供にとってよりよい教育をどう構築していくのかを考える上で参考になりました。